

平成30年度

包括外部監査結果報告書

「県税の賦課・徴収に係る事務の執行について」

香川県包括外部監査人

公認会計士 後藤 英之

平成30年度包括外部監査報告書

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選択した特定の事件（監査のテーマ）	1
3. 監査対象年度	1
4. 監査対象部局	1
5. 監査の実施期間	1
6. 包括外部監査人及び補助者	1
7. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
8. 包括外部監査の方法	2
9. 利害関係	2
10. 監査結果の記載方法	2
11. その他	2
第2 外部監査の結果	3
1. 県税の概要	3
2. 個人県民税	16
3. 法人県民税	20
4. 個人事業税	26
5. 法人事業税	36
6. 不動産取得税	41
7. 県たばこ税	55
8. ゴルフ場利用税	60
9. 自動車取得税	64
10. 軽油引取税	68
11. 自動車税	75
12. 収納・滞納整理事務	85
13. 税システムと情報セキュリティの確保について	98

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

県税の賦課・徴収に係る事務の執行について

3. 監査対象年度

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日）

但し、必要に応じて平成28年度以前及び平成30年度の事務も対象にした。

4. 監査対象部局

総務部税務課、県税事務所

5. 監査の実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月4日

6. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 後藤英之

(2) 補助者

公認会計士 野村幸太郎、公認会計士 高橋大貴、公認会計士 山本慎也

公認会計士 藤川瑛花、公認会計士 渡辺真二、

公認会計士試験合格者 渡部佳彦、公認情報システム監査人 鈴木浩之

7. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

香川県による財政見通しの仮試算によると、少子高齢化が進展していく中で、扶助費（医療や福祉に係る費用）が増加傾向にあるため、平成30年度以降の5年間で歳出が増加すると見込まれており、歳出増加見込に対して歳入面で何らかの対策を講じなければ毎年約200億円程度の収支不足が発生するとの試算結果が出ている。

県の財政運営が厳しい折、歳入を確保することはこれまで以上に強く求められており、歳入で最も高いウェイトを占める県税の賦課・徴収を適切に行うとともに、債権管理の効率化を図りその回収の実を図ることは、歳入を健全化させる大前提である。

この点、「香川県新行財政改革基本指針」においても「財政運営の最適化」の取組みとして「歳入の確保」が掲げられていることから、県の行財政改革の方向性にも即したテーマである一方、平成15年度以降、包括外部監査では県税の賦課・徴収事務がテーマとして取り上げられていない。

したがって、香川県における県税の賦課・徴収に係る事務の実態を調査・分析して現状の把握に努め、外部の専門家の立場から問題点を明らかにし、合理化に向けた意見を行うことが、包括外部監査制度の趣旨に適合し、有用であると考えた。

8. 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ・ 県税の賦課及び徴収が法令等に準拠しているか
- ・ 県税の賦課及び徴収が効率的に行われているか
- ・ 県税の賦課及び徴収に関する事務事業が全ての納税者に対して公平に行われているか
- ・ 県税の滞納管理の手続が適切に行われているかどうか

(2) 主な監査手続

- ・ 関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- ・ 内部管理資料等の閲覧
- ・ 比率分析等の分析的手続
- ・ 関係帳票及び証拠書類との照合
- ・ 視察及び観察

9. 利害関係

包括外部監査の対象にした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. 監査結果の記載方法

合規性に問題のあるもの、手続上の不備、誤謬、経済性・効率性・有効性の観点から著しい問題のある業務実施及び香川県の政策目的から著しく乖離した業務実施等については、【指摘】として記載した。また、経済性・効率性・有効性の観点から改善の余地のあるもの、県民間の公平性に問題があると思われるもの及び香川県の政策目的と乖離していると思われるもの等については【意見】として記載している。

11. その他

- ・ この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、香川県情報公開条例及び香川県個人情報保護条例に従って判断している。
- ・ この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、香川県から入手した資料については記載していない。
- ・ 数値については、単位未満を切捨てにより表示することもあり、表の合計欄の数値と、表の数値の合計は一致しない場合がある。

第2 外部監査の結果

1. 県税の概要

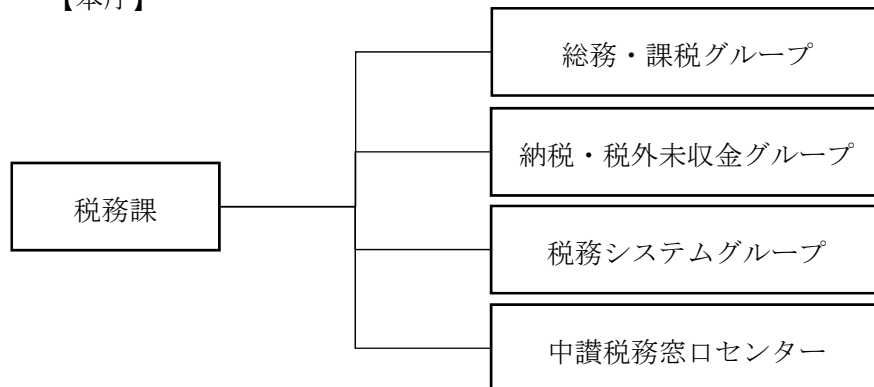
(1) 税務機構

ア. 組織体制

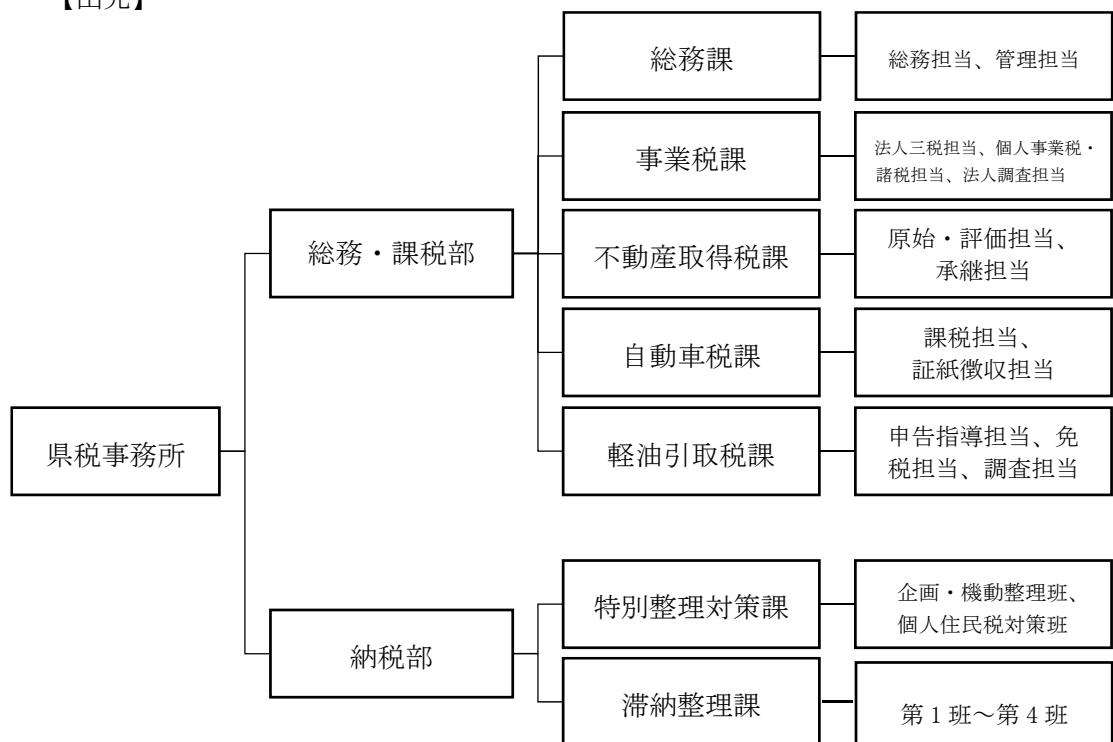
平成29年4月1日時点における税務機構の組織体制は次のとおりである。

(図2-1-1：税務機構の組織体系)

【本庁】



【出先】



イ. 所管事務

税務課及び県税事務所の主な所管事務は次のとおりである。

(表 2-1-1：税務課の所管事務)

グループ名等	主な所管事務
総務・課税グループ	1. 県税の賦課・徴収に関すること。 2. 県税の犯則取締りに関すること。 3. 納税貯蓄組合及び納税貯蓄組合連合会に関するこ と。 4. 県税外未収金の管理の総括に関すること。 5. 県税事務所に関すること。 6. 中讃税務窓口センターに関すること。 7. その他税務に関すること。
納税・税外未収金グループ	
税務システムグループ	
中讃税務窓口センター	

(表 2-1-2：県税事務所の所管事務)

部・課・担当名		主な所管事務	
総務 ・ 課税部	総務課	総務担当	庶務経理、庁舎管理
		管理担当	県税の収納、納税証明書発行、督促状発付、過誤納金の還付(充当)処理、県民税利子割・配当割・譲渡割
	事業税課	法人三税担当	申告受付、申告指導、調査
		個人事業税・諸税担当 (県たばこ税、ゴルフ場利用税、狩猟税、鉱区税)	定期・随時課税、申告受付、申告指導、調査
		法人調査担当	外形標準課税対象法人等の調査
	不動産取得税課	原始・評価担当	家屋評価、不動産の原始取得に係る申告受付及び課税
		承継担当	不動産の承継取得に係る申告受付及び課税
	自動車税課	課税担当	定期課税(自動車登録時以外)、身障減免申請受付
		証紙徴収担当	随時課税(自動車登録時)、自動車取得税申告受付、身障減免申請受付

部・課・担当名			主な所管事務
総務・課税部	軽油引取税課	申告指導担当	申告指導
		免税担当	免税証交付
		調査担当	不正軽油対策
納税部	特別整理対策課	企画・機動整理班	高額困難案件に係る滞納整理
		個人住民税対策班	個人住民税の滞納整理
	滞納整理課	第1班～第4班	自主納税の催告、納税相談 滞納処分による徴収

ウ. 税務職員数

平成30年4月1日時点における税務機構の人員数は、次のとおりである。

(表 2-1-3 : 税務課の職員数)

(単位：人)

課長	副課長	グループ	課長補佐	副主幹	主任	主任主事	主事	計
1	1	総務・課税	1	1	5	0	1	8
		納税・税外未収金	1	2	1	0	1	5
		税務システム	1	3	3	1	0	8
		中讃税務窓口センター	所長 1	0	2	1	0	4
1	1	計	4	6	11	2	2	25
合計								26

- ※1 総務・課税グループ課長補佐は副課長が兼務している。
- ※2 中讃税務窓口センターの主任及び主任主事は再任用職員である。
- ※3 税務システムグループの副主幹は専門副主幹(税務、情報)2名を含む。
- ※4 合計は兼務を除外した実人数である。

(表 2-1-4 : 県税事務所の職員数)

(単位：人)

所長	部名	部長	主幹	課名 (担当名・班名)	課長	副主幹	主任	主主任	主事	嘱託等	計	
1	総務・課税部	1		総務課 (総務) (管理)	1	4 (1) (3)	3 (2) (1)	3 (1) (2)	7 (2) (5)	4 (4) (0)	22 (10) (11)	
				事業税課 (法人三税) (個人事業税等) (法人調査)	1	4 (2) (1) (1)	9 (4) (3) (2)	1 (1) (0) (0)	4 (3) (1) (0)	1 (1) (0) (0)	20 (11) (5) (3)	
				不動産取得税課 (原始・評価) (承継)	1	4 (2) (2)	6 (2) (4)	1 (0) (1)	2 (0) (2)	0 (0) (0)	14 (4) (9)	
				自動車税課 (課税) (証紙徴収)	1	4 (2) (2)	7 (2) (5)	2 (2) (0)	2 (1) (1)	1 (0) (1)	17 (7) (9)	
				軽油引取税課 (申告指導) (免税) (調査)	1	2 (0) (1) (1)	3 (1) (2) (0)	3 (2) (0) (1)	2 (0) (1) (1)	1 (0) (1) (0)	12 (3) (5) (3)	
	計	1	0	計	5	18	28	10	17	7	85	
	納税部	1	1	特別整理対策課 (企画・機動整理) (個人住民税対策)	1	4 (0) (4)	5 (3) (2)	2 (1) (1)	1 (1) (0)	0 (0) (0)	13 (5) (7)	
				滞納整理課 (第1班) (第2班) (第3班) (第4班)	1	6 (2) (1) (2) (1)	8 (1) (4) (1) (2)	0 (0) (0) (0)	8 (2) (1) (2) (3)	2 (0) (1) (1) (0)	25 (5) (7) (6) (6)	
				計	1	1	計	2	10	13	2	9
	合計											125

※1 総務課長は、総務・課税部長が兼務している。

※2 特別整理対策課長は、納税部長が兼務している。

※3 不動産取得税課原始・評価担当の副主幹はいずれも専門副主幹(税務)である。

※4 嘱託等は嘱託及び臨時職員である。

※5 育児休業中等職員、育休任期付職員及び再任用職員を含む。

※6 合計は兼務を除外した実人数である。

エ. 税務職員の職員調書

平成 30 年 4 月 1 日時点における税務職員の職員調書は、以下のとおりである。

(表 2-1-5：職員の税務経験年数（税務課）)

グループ	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上	平均 年数
総務・課税	2人	1人	1人	3人	0人	2人	5.0年
納税・ 税外未収金	0	1	0	3	1	0	5.4
税務システム	0	2	2	0	0	4	8.4
中讃税務窓口 センター	0	0	1	0	0	0	3.0
計	2	4	4	6	1	6	6.5

※ 税務課長は総務・課税グループに含め、再任用職員除く。

上記のとおり、税務事務経験年数は本庁の税務課全体で 6.5 年となっている。

(表 2-1-6：職員の税務経験年数（県税事務所）)

課名	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上	平均 年数
総務課	3人	8人	3人	2人	1人	2人	3.5年
事業税課	3	7	3	5	0	0	2.9
不動産取得税課	4	4	0	1	0	5	5.7
自動車税課	2	5	2	2	0	3	4.8
軽油引取税課	3	4	2	0	0	2	3.3
特別整理対策課	2	6	1	1	0	3	5.1
滞納整理課	9	5	4	1	4	0	2.8
計	26	39	15	12	5	15	3.8

※ 所長は総務課に含め、再任用職員除く。

上記のとおり、税務事務経験年数は県税事務所全体で 3.8 年となっている。経験年数が比較的浅い 3 年未満の職員は全体の 58% となっている。

(2) 香川県の課税別調定額

ア. 平成 29 年度一般会計歳入決算額

香川県における平成 29 年度の一般会計歳入決算額の内訳は次のとおりとなっている。

(表 2-1-7 : 平成 29 年度一般会計歳入決算額)

(単位 : 百万円、%)

区 分		決算額	構成比
自 主 財 源		239,560	51.5
1	県 税	123,931	26.6
2	地 方 消 費 税 清 算 金	36,615	7.9
3	使 用 料 及 び 手 数 料	6,409	1.4
4	財 産 収 入	1,492	0.3
5	繰 入 金	10,597	2.3
6	繰 越 金	10,657	2.3
7	そ の 他 自 主 財 源	49,857	10.7
依 存 財 源		225,536	48.5
8	地 方 譲 与 税	15,907	3.4
9	地 方 特 例 交 付 金	342	0.1
12	地 方 交 付 税	109,838	23.6
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	376	0.1
14	国 庫 支 出 金	44,790	9.6
15	県 債	54,281	11.7
合 計		465,097	100.0

上記表のとおり、平成 29 度においては、123,931 百万円 (26.6%) が県税収入となっており、一般会計歳入決算額合計 465,097 百万円のうち、最も高い割合を占めることが分かる。

イ. 県税の税目別決算額

香川県における平成 29 年度の県税の調定額及び収入額 (決算額) の内訳は次のとおりとなっている。

調定とは、地方公共団体の長が、歳入の所属年度・歳入科目・納入金額・納入義務者・納期限等を調査・決定することをいう。こうして、調定が行われた後、納入義務者に対して納入の請求通知を行い、納入義務者から債務の履行がなされれば、歳入の収納に至ることとなる。

(表 2-1-8 : 平成 29 年度県税調定額及び収入額の税目別内訳)

(単位 : 百万円、%)

区分	調定額			収入済額			収入歩合	
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	計	
県民税	41,197	1,254	42,452	40,794	405	41,200	97.1	
個人	均等・所得割	32,081	1,230	33,312	31,689	400	32,089	96.3
	配当割	1,498	-	1,498	1,498	-	1,498	100.0
	株式等譲渡所得割	1,422	-	1,422	1,422	-	1,422	100.0
	法人	5,541	23	5,565	5,530	5	5,535	99.5
	利子割	653	-	653	653	-	653	100.0
事業税	29,295	65	29,361	29,258	15	29,274	99.7	
個人	個人	876	22	898	869	11	880	98.0
	法人	28,419	43	28,463	28,389	4	28,394	99.8
地方消費税	25,491	-	25,491	25,491	-	25,491	100.0	
譲渡割	譲渡割	22,540	-	22,540	22,540	-	22,540	100.0
	貨物割	2,951	-	2,951	2,951	-	2,951	100.0
不動産取得税	2,526	53	2,580	2,505	17	2,522	97.8	
県たばこ税	1,063	-	1,063	1,063	-	1,063	100.0	
ゴルフ場利用税	346	-	346	346	-	346	100.0	
自動車取得税	1,348	-	1,348	1,348	-	1,348	100.0	
軽油引取税	9,621	30	9,651	9,600	28	9,628	99.8	
自動車税	13,035	194	13,230	12,976	73	13,049	98.6	
鉱区税	0	-	0	0	-	0	100.0	
普通税計	123,927	1,598	125,526	123,385	540	123,926	98.7	
狩猟税	5	-	5	5	-	5	100.0	
目的税計	5	-	5	5	-	5	100.0	
県税合計	123,932	1,598	125,531	123,390	540	123,931	98.7	

上記表のとおり、平成 29 年の調定額は現年課税分と滞納繰越分を合わせて 125,531 百万円となっており、このうち 123,931 百万円が収納された。

なお、収納されなかった県税は、1,599 百万円であるが、このうち 115 百万円は収納不能と認定されて不納欠損処理され、残りの 1,484 百万円が次年度以降に収納するべく繰り越されている。

ウ. 過去5年間の調定額の推移

香川県における過去5年間の県税の税目別調定額は次の表のとおりとなっている。

(表 2-1-9 : 香川県の過去5年間の調定額の推移)

(単位：百万円)

税 目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
県 税		110,109	110,939	124,318	125,639	125,531
普通税		110,094	110,926	124,310	125,633	125,526
県民税		43,107	43,982	42,360	40,550	42,452
個人	均等・所得割	32,337	32,486	32,499	32,991	33,312
	配当割	1,162	2,190	1,641	1,086	1,498
	株式等譲渡所得割	1,755	1,091	1,402	524	1,422
法人		7,016	7,374	6,081	5,521	5,565
利子割		836	838	735	426	653
事業税		21,501	22,699	25,942	30,177	29,361
個人		735	805	857	870	898
法人		20,766	21,893	25,085	29,306	28,463
地方消費税		17,023	17,431	28,241	27,384	25,491
譲渡割		11,959	14,168	24,630	24,273	22,540
貨物割		5,064	3,263	3,611	3,111	2,951
不動産取得税		2,356	1,868	2,483	2,362	2,580
県たばこ税		1,317	1,175	1,159	1,124	1,063
ゴルフ場利用税		390	385	376	361	346
自動車取得税		1,337	560	955	998	1,348
軽油引取税		9,419	9,399	9,490	9,467	9,651
自動車税		13,640	13,424	13,298	13,205	13,230
鉦区税		0	0	0	0	0
旧法による税		0	0	-	-	-
特 消		0	0	-	-	-
料 飲		-	-	-	-	-
目的税		15	13	7	5	5
狩猟税		15	13	7	5	5

上記のとおり、香川県の調定総額は増加傾向にある。平成29年度調定額と平成25年度調定総額を比較すると、増加額は15,422百万円であり、増加割合は14.0%程度となっている。税目別で見た場合、事業税（法人）の増加（7,696百万円）と地方消費税（譲渡

割)の増加(10,581百万円)が大きな要因となっていることが分かる。事業税(法人)の増加は、平成26年10月1日以降開始事業年度から地方法人特別税の概ね1/3が法人事業税に復元されたこと等が主な要因である。また、地方消費税(譲渡割)の増加は、平成26年4月1日以降の税率引き上げ(1.0→1.7%)が主な要因である。

一方、地方消費税(貨物割)は2,113百万円減少している。地方消費税(貨物割)の減少は、平成25年7月末の石油大手の製油所の閉鎖が主な要因である。

エ. 他の都道府県との比較

平成29年度の県税の調定額、収入額及び収納率について、他の都道府県と比較した表は次のとおりである。

(表 2-1-10 : 県税調定額、収入額及び収納率の比較)

(単位：百万円、%)

No.	県名	調定額計	徴収額計	収納率
1	島根県	68,297	67,773	99.2
2	大阪府	1,514,543	1,499,854	99.0
3	新潟県	268,403	265,665	99.0
4	愛媛県	149,706	148,118	98.9
5	東京都	3,968,441	3,925,495	98.9
6	青森県	186,395	184,260	98.9
7	鳥取県	55,243	54,605	98.8
8	京都府	290,940	287,558	98.8
9	高知県	65,613	64,806	98.8
10	長野県	234,591	231,697	98.8
11	沖縄県	128,358	126,765	98.8
12	山口県	181,501	179,238	98.8
13	山形県	113,168	111,756	98.8
14	佐賀県	87,243	86,150	98.7
15	宮城県	317,888	313,837	98.7
16	香川県	125,531	123,931	98.7
17	長崎県	118,440	116,904	98.7
18	愛知県	1,208,209	1,192,307	98.7
19	岩手県	133,054	131,290	98.7
20	徳島県	79,501	78,434	98.7
21	大分県	125,936	124,229	98.6
22	福井県	114,637	113,033	98.6
23	熊本県	171,807	169,378	98.6
24	三重県	249,837	246,300	98.6

No.	県名	調定額計	徴収額計	収納率
25	神奈川県	1,290,658	1,272,313	98.6
26	岡山県	241,809	238,324	98.6
27	宮崎県	100,543	99,080	98.5
28	福岡県	657,257	647,562	98.5
29	静岡県	506,558	498,980	98.5
30	鹿児島県	151,393	149,127	98.5
31	秋田県	92,034	90,635	98.5
32	茨城県	383,918	377,968	98.5
33	兵庫県	735,564	723,876	98.4
34	広島県	351,819	345,965	98.3
35	石川県	152,387	149,821	98.3
36	和歌山県	95,445	93,829	98.3
37	群馬県	247,910	243,645	98.3
38	栃木県	253,249	248,857	98.3
39	福島県	244,562	240,317	98.3
40	山梨県	96,245	94,574	98.3
41	北海道	625,422	614,165	98.2
42	富山県	141,794	139,202	98.2
43	千葉県	992,133	973,004	98.1
44	岐阜県	245,677	240,823	98.0
45	滋賀県	169,264	165,647	97.9
46	埼玉県	802,038	784,504	97.8
47	奈良県	123,788	121,032	97.8

(地方行財政調査会資料より)

香川県と他の都道府県との比較において、調定額と収入額はともに34位と比較的下位に位置しているが、上記表のとおり、収納率は16位と比較的上位に位置していることが分かる。

香川県の収納率は、過去5年間以下のように推移しており、平成25年度以降継続して改善している状況にあることが分かる。この改善は、県税の収入未済額の8割弱を占める個人県民税について、香川滞納整理推進機構を活用し、市町と連携しながら滞納処分を実施していること、また、特別徴収の実施を推進し、滞納発生防止を図っていること、さらに、個人県民税以外の税目についても積極的な滞納処分を行っていること、自動車税のコンビニエンスストア収納等の納税環境を整備したことが主な要因として挙げられる。

(表 2-1-11 : 香川県の過去 5 年間の収納率の推移)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収納率	97.9%	98.2%	98.5%	98.6%	98.7%
収納率改善ポイント (対前年度)	+0.2%	+0.3%	+0.3%	+0.1%	+0.1%

(3) 徴税コスト

ア. 徴税コストの推移

香川県の徴税コストに関する過去 5 年間の推移は次のとおりである。

(表 2-1-12 : 香川県の徴税コストの推移)

(単位：百万円)

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
税 収 入	予算額 (A)	106,009	109,063	119,200	122,329	122,520
	調定額 (B)	110,109	110,939	124,318	125,639	125,531
	収入額 (C)	107,850	108,898	122,440	123,874	123,931
徴 収 費	人件費	986	1,027	970	948	965
	旅費	3	4	4	3	4
	需用費等	380	375	400	354	560
	徴収取扱費等	1,805	1,850	1,847	1,849	1,856
	計 (D)	3,176	3,257	3,222	3,156	3,387
徴 収 費 に 対 す る 割 合	対予算額 (D/A)	3.00%	2.99%	2.70%	2.58%	2.76%
	対調定額 (D/B)	2.88%	2.94%	2.59%	2.51%	2.70%
	対収入額 (D/C)	2.95%	2.99%	2.63%	2.55%	2.73%
税務職員数 (E)		145 人	144 人	139 人	139 人	137 人
税務職員一人当たり徴収税額 (C/E)		743	756	880	891	904
当 た り 徴 税 費 一 人	人件費	6	7	7	6	7
	物件費	15	15	16	15	17
	計	21	22	23	22	24

※ 徴税職員数は嘱託等を含み、臨時職員は含まれていない。

※ 人件費には旅費を、物件費には徴収取扱費等を含めている。

上記表のとおり、香川県の平成 29 年度における税収入額に対する徴税費の割合は、2.73%となっている。これは、税収入額 1,000 円当たり 27.3 円程度徴税に関するコストが発生しているということである。平成 25 年度の 2.95%と比較して 0.22 ポイント（税収入額 1,000 円当たり 2.2 円）改善している。

平成 25 年度から平成 29 年度にかけて税収入額は増加する一方、税務職員数は減少しているため税務職員一人当たり税徴収額は 743 百万円から 904 百万円に増加している。

これらのことから、徴収事務の効率化が進んでいるものと評価できる。

イ. 近隣県との比較

徴税コストについて、近隣県と比較した表は次のとおりである。四国 3 県と広島県と岡山県を選定した。

(表 2-1-13：平成 29 年度徴税コストの近隣県との比較)

(単位：百万円)

区分		香川県	愛媛県	徳島県	高知県	広島県	岡山県
税収入	予算額 (A)	122,520	148,000	76,100	64,720	341,141	238,114
	調定額 (B)	125,531	149,706	79,501	65,613	351,819	241,809
	収入額 (C)	123,931	148,118	78,434	64,806	345,965	238,324
徴収費	人件費	965	1,309	885	969	2,852	1,629
	旅費	4	5	2	3	11	3
	需用費等	560	229	180	162	985	293
	徴収取扱費等	1,856	2,433	1,296	1,234	5,183	3,586
	計 (D)	3,387	3,977	2,364	2,369	9,032	5,513
徴収費に 対する割合	対予算額 (D/A)	2.76%	2.69%	3.11%	3.66%	2.65%	2.32%
	対調定額 (D/B)	2.70%	2.66%	2.97%	3.61%	2.57%	2.28%
	対収入額 (D/C)	2.73%	2.69%	3.02%	3.66%	2.61%	2.31%
税務職員数 (E)		137 人	188 人	130 人	143 人	373 人	218 人
税務職員一人当たり 徴収税額 (C/E)		904	787	603	453	927	1,093
当税務 職員 一人 あたり 徴収 税費	人件費	7	6	6	6	7	7
	物件費	17	14	11	9	16	17
	計	24	21	18	16	24	25

(他県の徴税コストについては各県の「徴税費に関する調」より)

- ※ 徴税職員数は嘱託等を含み、臨時職員は含まれていない。
- ※ 人件費には旅費を、物件費には徴収取扱費等を含めている。

上記表のとおり、香川県の平成 29 年度の税収入額に対する徴税費の割合は、愛媛県、広島県と比較した場合、概ね同程度の水準にあり、徳島県、高知県と比較した場合、低い水準であることが分かる。

2. 個人県民税

(1) 個人県民税の概要

ア. 意義、課税対象、納税義務者、非課税制度

(ア) 意義

個人県民税は、県の業務に必要な経費を広く県民からその担税力に応じて負担してもらうための税である。

(イ) 課税概要

個人県民税には、その地域の経費を県民が広く均等に負担する均等割と、その人の所得に応じて負担する所得割がある。

均等割とは、所得の多少に関係なく一人一人が同じ額を納めるものをいう。

所得割とは、その個人が前年中に得た所得の額に応じて納めるものをいう。

(ウ) 納税義務者

① 1月1日現在県内に住所のある者：均等割及び所得割

② 1月1日現在県内に事務所、事業所又は家屋敷がある者：均等割

(エ) 非課税制度

① 均等割と所得割がともに非課税とされる者

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者

② 均等割が非課税とされる者

- ・均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い、市町の条例で定める金額以下の者

③ 所得割が非課税とされる者

- ・所得割を課すべき者のうち、前年の総所得金額等が次の金額以下の者
35万円×本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計人数(+32万円)
()内は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算

イ. 税額計算のあらまし

<個人県民税の計算方法>

収入金額－必要経費又は給与所得控除等の金額＝所得金額

所得金額－所得控除額＝課税所得金額

課税所得金額×税率－税額控除＝所得割額

所得割額＋均等割額＝県民税額

ウ. 賦課徴収制度

(ア) 賦課方法

個人県民税は、個人市町民税と併せて個人住民税と呼ばれ、市町において、個人市町民税と併せて賦課徴収される。市町は、前月中に納付のあった個人住民税について、払込按分率に基づき、算出した個人県民税分を県に毎月払い込む。

(イ) 徴収方法

給与所得者（特別徴収）

……6月から翌年5月までの12回に分けて、給与の支払者（特別徴収義務者）が毎月の給与から差し引いて徴収する。

年金所得者で一定の条件を満たす者（特別徴収）

……年金を支給する年金保険者が年金支給時（年6回）に公的年金から差し引いて徴収する。

その他の者（普通徴収）

……市町から送付される納税通知書（納付書）によって、6月・8月・10月・翌年1月（市町によりこれと異なった納期の場合がある。）の4回に分けて徴収する。

エ. 調定額の推移

以下のとおり、調定額は概ね横ばいで推移している。また一方で、収入未済額は減少傾向にあり、収納率は上昇している。

（表 2-2-1：個人県民税（均等割・所得割）の推移）

（単位：百万円、％）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	32,337	32,486	32,499	32,991	33,312
収入済額	30,547	30,896	31,073	31,649	32,089
不納欠損額	154	147	107	106	87
収入未済額	1,636	1,443	1,319	1,235	1,134
収納率	94.5	95.1	95.6	95.9	96.3

オ. 事務執行体制

個人県民税の担当は、県税事務所総務・課税部総務課の管理担当の1名である。

(2) 事務手続の概要

ア. 賦課徴収事務手続

(ア) 個人県民税賦課徴収手続の概要

個人県民税の賦課徴収は市町が個人の市町民税と併せて行う。そのため、市町は、個人県民税の納税義務者の数、個人県民税額その他必要な事項を報告するとともに、納税者から個人の市町県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があった場合においては、払込按分率に基づき、算出した個人県民税分を、毎月、県に払い込む。

(イ) 個人県民税の賦課徴収事務手続

県における主な事務手続の流れは以下のとおりである。

- ① 各市町からの課税状況及び収入状況通知書を受理した上で、月初に前月通知書分の調定を行い、課税台帳へ調定額を記録する。
- ② 各市町から入金された個人県民税は、銀行から送付される領収済通知書と照合し、課税台帳に徴収額を記録する。
- ③ 各市町からの入金額を集計し、月別の徴収額を確定する。

(ウ) 清算調査

個人県民税の賦課徴収事務手続は、各市町が県民税も併せて行っているため、県は各市町の賦課徴収金額について清算状況調査を行っている。

イ. 徴収取扱費に係る事務手続

(ア) 徴収取扱費の概要

県は、市町が個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費を市町に対して交付する。

(イ) 徴収取扱費の支払いに係る事務処理

各市町から送付される個人県民税徴収取扱費変更計算書の内容を確認し、問題がなければ計算書に基づき各市町に徴収取扱費を交付する事務処理を行う。

なお、年間の徴収取扱費は個人県民税の最終調定額が確定した後に確定することから、4月下旬の第4回目徴収取扱費支払時に確定する。そのため第1回から第3回までの徴収取扱費については暫定的に算定され、最終第4回目支払時に必要に応じて修正計算が行われる。

(3) 監査手続と監査結果

ア. 監査手続

- (ア) 個人県民税の課税事務手続の業務内容について質問を実施した。
- (イ) 平成29年度に実施された清算調査ファイルを閲覧した。
- (ウ) 平成29年度分の各市町からの個人県民税徴収取扱費変更計算書を再計算した。

イ. 監査結果

(ア) 【指摘】 徴収取扱費の計算において、地方税法第 47 条第 1 項に定めるもののほか、同項の徴収取扱費の算定及び交付に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定めることとなっている。

一方で、香川県においては地方税法第 47 条第 1 項第 5 号の算定方法が明確となっていなかったことから、今後は当該徴収取扱費の算定方法を明確化するとともに、算定方法について各市町へ周知を行う必要がある。

平成 29 年度における各市町から報告される個人県民税徴収取扱費変更計算書を調査した結果、地方税法第 47 条第 1 項第 5 号（配当割等控除額）に関して、17 の市町のうち、9 の自治体が特定按分率を採用し、8 の自治体が特定按分率以外の按分率で計算しており、各市町で算定方法が統一されていなかった。

(イ) 【意見】 業務の実施漏れを未然に防ぐなど事務処理の確実性を確保するために、個人県民税に関する事務について、事務執行体制を強化することが望ましい。

個人県民税に関する県の事務内容が限られていることから事務執行体制が非常に簡素化されている状況にある。

一方で、このような事務執行体制においては、書類のみを通して業務を引継いでいく必要があるため、場合によっては必要な業務の認識が漏れ、業務の実施漏れが生じてしまう可能性がある。そういった状況を回避するためにも事務執行体制を強化することが望ましい。

3. 法人県民税

(1) 法人県民税の概要

ア. 意義、課税対象、納税義務者、非課税制度

(ア) 意義

法人県民税は、県の行政サービスに係る経費について、地域社会の構成員である法人にも個人と同様広く負担を求めるために課される税である。

(イ) 課税対象

県内に事務所や事業所等がある法人のほか、収益事業を行っている法人格のない社団や財団に課税され、法人の所得の有無にかかわらず資本金等の額に応じて納める「均等割」と、法人税の額に応じて納める「法人税割」がある。

(ウ) 納税義務者

均等割と法人税割のそれぞれの納税義務者は以下のとおりである。

- (1) 県内に事務所等がある法人（法人格のない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、収益事業を行うものを含む。）

：均等割及び法人税割

- (2) 県内に事務所等はないが、寮・宿泊所・クラブ等がある法人

：均等割のみ

- (3) 県内に事務所等又は寮・宿泊所・クラブ等があり、収益事業を行わない公益法人等

：均等割のみ

(エ) 非課税制度

次のものには課税されない。

- ・公共法人で、地方税法第 25 条第 1 項第 1 号に掲げるもの
- ・地方税法第 25 条第 1 項第 2 号に掲げる公益法人のうち、収益事業を行わないもの

イ. 税額計算のあらまし、減免制度

(ア) 税額計算のあらまし

<均等割>

資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 80 万円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 54 万円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	年額 13 万円
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	年額 5 万円
その他の法人（※）	年額 2 万円

（※）・公共法人及び公益法人等

・人格のない社団等

・一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人を除く。）

- ・資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）
- ・資本金等の額が 1,000 万円以下である法人

<法人税割>

	平成 31 年 9 月 30 日以前に開始する 事業年度	平成 31 年 10 月 1 日 以降に開始する事業年 度
次のいずれにも該当する法人 ・資本金、出資金の額が 1 億円以下又は資本、出資を有しない法人（相互会社を除く。） ・法人税割の課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下	法人税額の 3.2%	法人税額の 1.0%
上記以外の法人	法人税額の 4.0%	法人税額の 1.8%

2 以上の都道府県に事務所等がある法人は、関係都道府県ごとの従業員の数により法人税額を分割し、分割後の法人税額により法人税割を計算する。

(イ) 減免制度

香川県税条例第 40 条に規定される、収益事業を行わない公共法人、公益法人等で、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割が減免される。その際は、均等割申告書とともに減免申請書及び減免申請する期間の決算書等を納期限前 5 日までに県税事務所に提出する必要がある。

ウ. 申告納税制度（申告と納税の期限）

(ア) 確定申告

事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内

(イ) 中間申告

事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内

対象は、以下を除く事業年度が 6 か月を超える法人

- ・法人税の中間申告義務がない連結申告以外の法人
- ・前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額等を基準とする 6 か月相当額が 10 万円以下である連結申告法人
- ・清算中の法人

(ウ) 修正申告

- ・法人税の修正申告をしたとき、又は更正決定を受けたとき
法人税額を納付すべき日
- ・申告した税額に不足があったとき
すみやかに納付

(エ) 均等割のみを課される公共法人、公益法人等の申告

4月30日

エ. 調定額の推移

以下のとおり、好調な企業収益が背景にあるものの、平成26年10月以降開始事業年度の法人県民税法人税割の税率引き下げ、及び平成27年度以降の法人税率引き下げを背景に減少している。

(表 2-3-1：法人県民税（均等割・法人税割）の推移)

(単位：百万円、%)

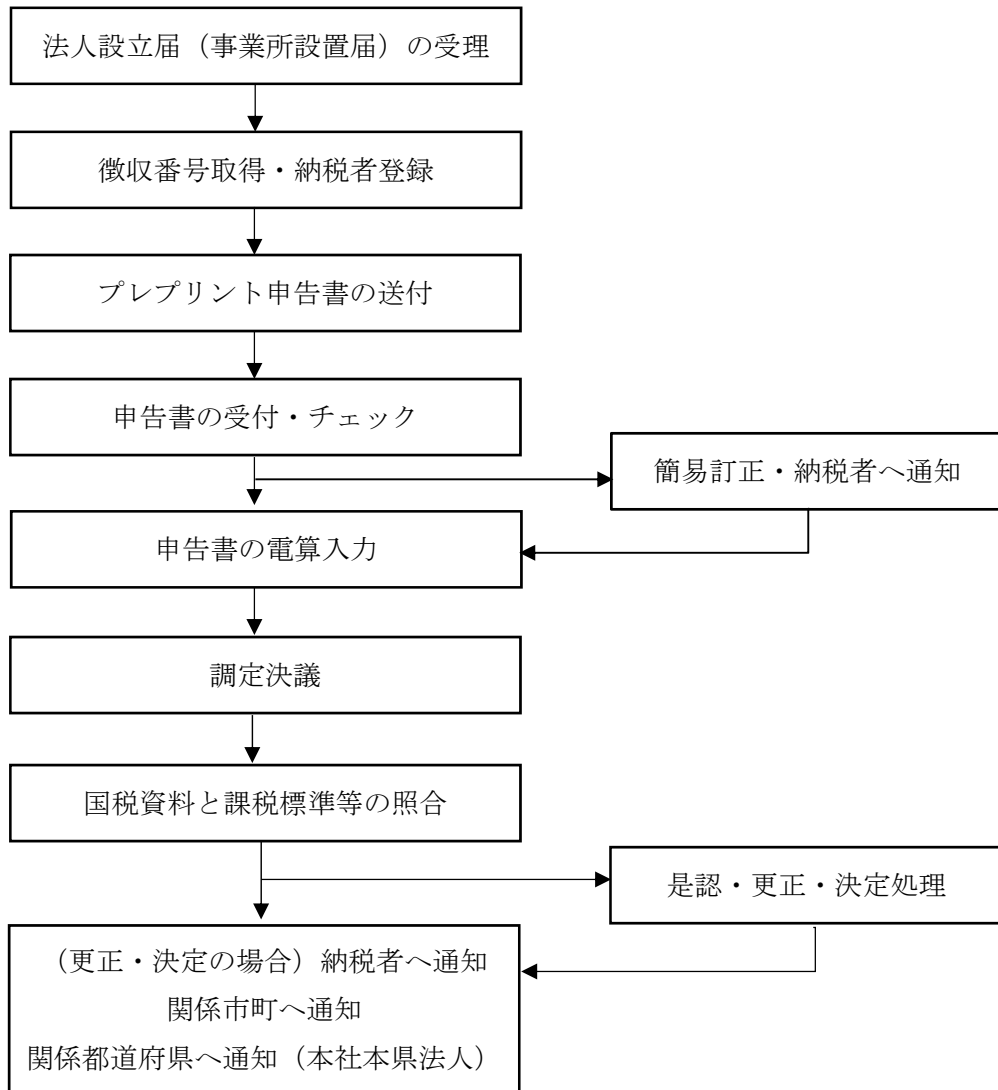
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	7,016	7,374	6,081	5,521	5,565
収入済額	6,986	7,341	6,053	5,493	5,535
不納欠損額	1	1	3	4	3
収入未済額	28	31	24	23	25
収納率	99.6	99.6	99.5	99.5	99.5

オ. 事務執行体制

法人県民税の担当は、県税事務所総務・課税部事業税課の法人三税担当の9名であり、法人事業税と併せて担当している。

(2) 事務手続の概要

ア. 業務フロー



イ. 課税対象の特定

(ア) 法人の設立届（事業所設置届）の受理

県内に法人を設立したときは「法人設立届」の提出を受ける。県内で事務所等を開設したとき、又は一旦県内から撤退していた法人が再度事務所等を開設したときは「支店等設置届」の提出を受ける。既に設立・開設している法人についても、事業内容等に変更・異動があったときも「異動届」の提出を受けることとしている。

(イ) 納税者情報の登録

届出を受理した法人について、税務オンラインシステムにより法人の本店所在地、分割の有無（本社本県、本社他県）等の情報とともに納税者情報を登録し、徴収番号を取得する。

ウ. 調定・是認手続

(ア) 申告書の受付

申告期を迎えた法人に対して、法定納期限の前月に申告書（納付書）を送付する。申告書（必要に応じて分割基準明細等を添付）を受理し、前月受付分について翌月初旬に簡易訂正等が行われ、電算入力した後、中旬までに調定決議がなされる。

(イ) 国税資料との照合

香川県本店法人については、調定決議により前月調定分として是認リストを出力し、翌月中旬に各税務署にて国税の申告書との照合を行う。その結果、是認とならなかったものは保留され事後調査の対象となり、更正等の手続がなされる。又、是認リストに記載のない法人については、不申告法人として調査を行う。

他県本店法人については本社の所在する都道府県から課税標準額等の通知書を入手し照合を行う。その結果、是認とならなかったものは更正等の手続がなされる。一定期間、課税標準額等の通知書が未入手である場合は、未処理リストが電算出力され本社の所在する都道府県へ照会文書を送付する。

(ウ) 未登録法人調査

未登録法人の基本調査として、法務局の登記受付帳に記載の新設法人等や、各種求人情報から、税務オンラインシステムに登録のない法人の抽出を行っている。

未登録として抽出された法人については更なる調査により絞り込みを行い、その結果、未登録であると判断された法人には、設立届の提出を求める文書の送付等がなされる。これら一連の事務手続（収集した情報の整理、調査結果、さらにはその後の登録・申告状況）については、法人ごとに未登録法人調査票を作成し、アクセスデータによる進行管理を行っている。

また、NPO 法人の設立の認証があった際には県の担当部局より設立の認証についての通知を入手し、設立を確認後、税務署に収益事業の有無を確認している。

(エ) 減免に係る事務処理

香川県税条例第 40 条の規定に基づき、均等割の減免が認められる法人については、受理した減免申請書等に基づき税務オンラインシステムに入力される。

(3) 監査手続と監査結果

ア. 監査手続

- (ア) 法人県民税の課税事務手続の業務内容について質問を実施した。
- (イ) 平成 29 年度の特定期月をサンプルとして抽出し、是認リストを閲覧した。是認リストにおいて保留となっているもの（是認されていないもの）についての調査状況に関する質問を実施した。
- (ウ) 平成 29 年度の特定期月をサンプルとして抽出し、本社他県法人未処理リストに抽出されたものについて、他県本社法人の処理状況資料を閲覧し、各都道府県に対し分割法人に係る処理状況についての照会が行われていることを確認した。
- (エ) 平成 29 年度の特定期月をサンプルとして抽出し、不申告法人の一覧及び催告書ファイルを閲覧した。
- (オ) 平成 29 年度に実施された未登録法人調査の概要について質問し、調査資料及び未登録法人調査票、未登録法人調査結果報告書を閲覧した。

イ. 監査結果

【意見】 国税資料と課税標準等の照合が手作業で行われており、システム化等による効率化を検討することが望まれる。

課税標準等について国税資料との照合が手作業で行われており、誤りがあれば手書で記録し確認されている。件数も多くなることから、手作業による照合は誤謬の要因ともなり得るため、効率性・網羅性を意識した自動照合を行えるようシステム化対応の検討が望まれる。

4. 個人事業税

(1) 個人事業税の概要

ア. 意義、課税対象、納税義務者、非課税制度

(ア) 意義

個人が継続的に事業を行っている場合、道路・橋梁・公衆衛生施設その他の都道府県の施設を利用し、又はこれらの行政サービスを受けて事業活動を行っていることから、これらの施設の設置や行政サービスに必要な経費について応分の負担を求めているのが、個人事業税である。

このように行政サービスにより利益を受けるものがその利益に応じて租税を負担するべきであるという「応益課税」の考え方にに基づき課税するものである。

(イ) 課税対象

個人の行う事業に対する事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対する所得が課税標準となる。

(ウ) 納税義務者

県内に事務所・事業所を設けて、下記の表に掲げる第一種事業、第二種事業及び第三種事業を行っている個人が納税義務者となる。

第一種事業

(37業種)

物品販売業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業	製造業
電気供給業	土石採取業	電気通信事業	運送業	運送取扱業
船舶ていけい場業	倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業
出版業	写真業	席貸業	旅館業	料理店業
飲食店業	周旋業	代理業	仲立業	問屋業
両替業	公衆浴場業	演劇興行業	遊技場業	遊覧所業
商品取引業	不動産売買業	広告業	興信所業	案内業
冠婚葬祭業	保険業			

第二種事業

(3業種)

畜産業	水産業	薪炭製造業
-----	-----	-------

第三種事業

(30業種)

医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	弁護士業
司法書士業	行政書士業	公証人業	弁理士業	税理士業
公認会計士業	計理士業	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業
不動産鑑定業	デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業
クリーニング業	歯科衛生士業	歯科技工士業	測量士業	土地家屋調査士業
公衆浴場業	海事代理士業	印刷製版業		
あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業				装蹄師業

また、事務所又は事業所を設けないで行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業は、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、その事務所又は事業所とみなして、事業税を課する。

(エ) 非課税制度

次の事業又は所得には課税されない。

- ① 林業、鉱物の掘採事業
- ② 農業
- ③ 医業等の社会保険診療に係る所得
- ④ 外国における事業に係る所得

イ. 税額計算のあらまし、税率

(ア) 税額計算のあらまし

事業の総収入金額－事業の必要経費＝所得金額

所得金額－諸控除額－事業主控除＝事業の課税所得金額

事業の課税所得金額×税率＝税額

所得金額の計算は、原則として所得税の場合と同じである。

(イ) 税率

個人事業税に対する税率は以下のとおり

第一種事業：5%

第二種事業：4%

第三種事業：5%

但し、第三種事業のうち、あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業については税率3%である。

(ウ) 各種諸控除

① 損失の繰越控除（青色申告者）

事業による所得が損失（赤字）となったときは、翌年以降3年以内に生じた所得からその損失額を差し引くことができる。

② 被災事業用資産の損失の繰越控除

震災、風水害、火災等によって生じた事業用資産の損失の金額は、翌年以降3年間、繰越控除ができる。

③ 事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除

事業に使っていた機械、装置、車両等を譲渡したために生じた損失額についても事業による所得の計算上、控除することができる。なお、青色申告をした者は、翌年以降3年間、繰越控除ができる。

④ 事業専従者控除（給与）

事業を行う者と生計を一にする15歳以上の親族で、専ら当該事業に従事する者がいる場合には、次の金額が必要経費とされる。

青色申告：青色事業専従者に支払われた適正な給与額

白色申告：配偶者・・・860,000円、配偶者以外・・・500,000円

但し、事業専従者控除前の所得金額÷（事業専従者数+1）により算出した額が上記金額よりも低い場合は、その金額が控除となる。

⑤ 事業主控除 年 290 万円

なお、所得税にある次の制度は、個人事業税には適用されない。

① 青色申告特別控除 (65 万円又は 10 万円)

② 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

ウ．賦課徴収制度

(ア) 賦課の方法

① 国税準拠

個人が税務署に申告(修正申告、更正、決定を含む。)した課税標準を基礎として事業税を賦課する。

② 自主決定

医業、歯科医業、薬剤師業等を行う個人で、社会保険診療報酬に係る所得の課税除外の適用を受ける者、事業税を課されない事業とその他の事業(事業税を課される事業)とを併せて行う個人等については、調査によって事業の所得を決定し、事業税を課する。

(イ) 申告

前年中の事業所得の金額が、事業主控除額(上記 290 万円)を超える者は、毎年 3 月 15 日までに前年中の事業所得、事業専従者控除に関する事項等を記載した申告書を県税事務所に提出しなければならない。

但し、所得税の確定申告あるいは住民税の申告書を提出した場合には、申告書を県税事務所に提出する必要はない。

年の中で事業を廃止(法人成りを含む。)した場合には、事業廃止後 1 か月(事業主の死亡によるときは、4 か月)以内に申告書を提出しなければならない。

(ウ) 徴収の方法

徴収は、普通徴収の方法によって行われる。

(エ) 納期

第 1 期…………… 8 月 15 日から 8 月 31 日まで

第 2 期…………… 11 月 15 日から 11 月 30 日まで

税額が 1 万円以下の場合は、全額を第 1 期に納めることとなる。

但し、年の途中で事業を廃止した場合又は特別の事情がある場合の納期は、納税通知書に定める日となる。

エ. 調定額の推移

個人事業税に関する調定額等の推移は以下のとおりである。調定額は増加傾向にある一方で、収入未済額は減少しており、収納率は上昇推移している。

(表 2-4-1 : 個人事業税の推移)

(単位 : 百万円、%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	735	805	857	870	898
収入済額	707	776	829	844	880
不納欠損額	1	1	1	4	0
収入未済額	25	27	26	22	16
収納率	96.2	96.4	96.8	96.9	98.0

オ. 事務執行体制

個人事業税の担当は、県税事務所総務・課税部事業税課の個人事業税・諸税担当の 4 名である。なお、全員が他税目を兼務している。

(2) 事務手続の概要

ア. 課税手続概要

(ア) 定期課税

個人事業税は、通常個人の確定申告書に記載されている所得額に基づき賦課課税を行うため、確定申告に基づき現年課税分として 8 月に課税するものを「定期課税」と呼んでいる。年度における個人事業税の賦課課税業務の大半が定期課税に係る業務となるため、個人事業税の業務は確定申告の受付時期である 2 月から 8 月にかけて課税事務手続に係る業務量のピークとなる。

(イ) 随時課税

8 月以外の月や、8 月課税でも過年度分の課税については「随時課税」と呼んでおり、個人事業税の業務量としては相対的に多くない。

以下、個人事業税の課税手続では、定期課税が年間の大半の業務を占めることから、当税目においては定期課税についての業務に関する事務手続内容について説明する。

イ. 課税手続

(ア) 国税連携システムの申告情報の税務オンラインシステムへの取り込み及び確定申告書の出力

県税事務所では国税連携システムから確定申告書の数値データ及び申告書の受信・出力が可能となっている。

国税連携システムから受信した申告書データを基に対象データ一覧表を作成する。

作成した対象データ一覧表の数値データのうち、事業主控除前の所得金額が 290 万円以上となる申告者は事業税の納税義務者となる可能性があるため、税務オンラインシステムに取り込むためのフラグを国税連携システムの数値データに立てるとともに、申告書を紙で出力する。

(イ) 決算書等の複写と整理

税務署にて書面で提出された法定事業所得が事業主控除額(290 万円)以上の決算書等を複写し収集する。

(ウ) 課税要否の判断

上記(ア)で税務オンラインシステムに取り込んだデータのうち、追加調査の必要なものについて確定申告書及び上記(イ)で収集した決算書等に基づき課税要否の判断を行う。

課税判断において、詳細な検討が必要となる業種についての具体的な論点及び調査方法は、下記①から④を参照

① 不動産所得関係の調査

不動産貸付業・駐車場業については事業所得が上記(1)イ、(ウ)に記載した事業主控除 290 万円を超えた時点で、直ちに課税対象となるものではなく、事業の規模等が以下の課税認定基準を満たしているか否かの検討が必要となる。

そのため、不動産所得のある納税義務者については、税務署から入手した決算書に添付されている貸付不動産に関する情報を確認し、「不動産貸付業等認定台帳」へ事業規模や賃貸物件に関する情報を記録するとともに、課税認定基準に照らして課税対象となるか否か判断する必要がある。

その際、決算書等に添付の書類のみで判断できない場合、不動産の状況について顧問税理士や申告者、市町等へ電話による問い合わせや文書照会等、追加的な調査を行い課税要否の判断を行っている。

過去に不動産所得で申告のあったものについては、「不動産貸付業等認定台帳」に過去の申告内容の状況や課税判断について記録されており、過年度との比較により課税要否の追加判断が容易にできるよう業務マニュアル化されている。

<不動産貸付業の課税認定基準>

次の認定基準のいずれかに該当するときは、不動産貸付業を営んでいるものと認定して課税対象になる。

【不動産貸付業】

不動産の貸付区分		認定基準	
A 建物	住宅	一戸建	貸付可能棟数が 10 棟以上
		一戸建以外(アパート等)	貸付可能室数が 10 室以上
	住宅以外	一戸建	貸付可能棟数が 5 棟以上
		一戸建以外(貸事務所等)	貸付可能室数が 10 室以上
B 土地	住宅用	貸付契約件数が 10 件以上又はその総面積が 2,000 ㎡以上	
	住宅用以外	貸付契約件数が 10 件以上	
C 混合貸付(種類の異なる不動産の貸付)		貸付可能不動産の室数、棟数又は貸付契約件数の合計が 10 以上	

上記の A 又は C の認定基準のいずれにも該当しない場合であっても、次の(a)から(c)の全てを満たすときは不動産貸付業として課税対象となる。

- (a) 貸付不動産収入の年額が 800 万円以上
- (b) 土地を除く貸付不動産の延べ床面積が 500 ㎡以上
- (c) 室(棟)数等が上記の A 又は C の認定基準の 1/2 以上

<駐車場業の課税認定基準>

次の認定基準のいずれかに該当するときは、駐車場業を営んでいるものと認定して課税対象になる。

- A：建築物である駐車場（屋根付駐車場、地下駐車場、立体駐車場等）
- B：A 以外（いわゆる青空駐車場）で駐車可能台数が 10 台以上

② 社会保険関係の調査

事業税の課税標準を算定する場合、医業等の事業を行う個人が得た社会保険診療報酬等の収入金額(患者の一部負担金を含む。)は総収入に算入せず、その当該経費も必要な経費に算入しない。

一般的に、医師・薬剤師といった社会保険診療報酬等による収入割合が大きい業種については確定申告書の事業所得の金額のみで課税要否の判断が難しい。

そのため、医師等に係る事業税の課税判断においては、税務署で入手した決算書添付の付表情報等に基づき、社会保険診療報酬等を除いた事業所得を算定し、課税要件を満たしているか否かの追加調査を行っている。

なお、社会保険診療報酬とは、後期高齢者医療制度・一般社会保険・国民健康保険・介護報酬(医療系サービスに限る。)等を指す。

③ 請負業等の調査

請負業とは、特定の仕事を引き受け、これを完成することで報酬を受け取

る事業であって、一般的に営業上の範囲に属すると解されている。具体的な請負業の例としては、土木建築の請負、大工、左官、とび、建具工、石工、植木職、洗張、表装、表具等が該当する。

但し、日当で働く大工のように、自ら資本的経営を行わず、単に自己の労働力を提供しこれに対する対価として賃金を受け取っているにすぎない場合においては、一般的な雇用による給与所得と同様、(1)ア.(ア)に記載している事業税の意義に照らして事業税を課することは適当ではないとされている。

そのため、請負業と思われるものについては、その事業所得の源泉が自己の労力の提供にすぎないかどうかを認定することが必要となる。その認定を行うため、課税判断において、税務署から決算書等を入手し、課税可否の判断のための追加調査を実施し、必要に応じて文書や電話で事業実態について追加調査を行っている。

課税要否の判断においては「請負業等調査判定票」に基づき、判断過程に課税担当者の恣意性が介入しないよう業務マニュアル化されている。

④ 代理業の調査

代理業とは、手数料等の報酬の取得を目的として行うものであり、その営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする事業とされている。具体的な事業の例としては、保険会社の代理店等を行う事業が挙げられる。

一方で、生命保険の外交員については、上記③と同様に、事業税の意義に照らして事業税を課することは適当ではないとされ、代理店等でない限り、事業税の法定事業とする代理業には該当しないものとされている。

なお、課税要否の判断においては、平成25年5月10日付け総務部長通知「個人事業税における代理業の判定基準について」及び平成25年5月17日付け「個人事業税の代理業判定事務取扱要領」に基づき代理業かどうかの判定を行っており、請負業同様、課税判断において担当者の恣意性が介入しないよう業務マニュアル化されている。

(エ) 税務オンラインシステムへの登録処理

過去も含めた県税の納税義務者に関する情報及び個人事業税の課税情報は、県のシステムである税務オンラインシステム上で管理されている。

そのため、「対象データ一覧表」に基づき国税連携システムに取り込みフラグを立てた数値データを当年度における課税情報として税務オンラインシステムに一括登録(取り込み)する。

なお、税務オンラインシステムでは国税整理番号をキーとして個人事業税の課税情報を管理しているため、システム上、納税義務者情報は存在するものの国税整理番号の登録がない場合、国税連携システムからのデータ取り込みが適切に行われないこととなる。

国税整理番号の登録が適切に登録されていないものについては、国税整理番号を税務署に確認し、国税整理番号の紐づけ又は登録処理を行う。

(オ) 「税額計算リスト」と確定申告書の照合

税務オンラインシステムに一括登録（取り込み）された課税データについては、「税額計算リスト」として出力されるので、国税連携システムから出力した申告書と照合する。

税務オンラインシステムに取り込まれたが、申告書を紙に出力できていないもの、申告書を紙に出力したが、データが税務オンラインシステムに取り込まれていないもの等がないか、申告書と「税額計算リスト」を照合するとともに、氏名・住所・収入・所得等が申告書と「税額計算リスト」のデータが一致しているか確認する。

(カ) 「課税もれチェックリスト」の確認

確定申告データの取り込み漏れや無申告の確認等の観点から、7月初旬、前事業年分について課税があり、今年度は課税データベースに賦課データの登録のなかった納税者のリストである「課税もれチェックリスト」を紙に出力する。

「課税もれチェックリスト」の内容を確定申告書や決算書等を確認し、必要があれば賦課入力処理する。

(キ) 調定及び納税通知書の発送

定期課税に対する調定処理は、税務オンラインシステムに登録されている課税情報に基づき、8月5日ごろに行われる。

また、納税通知書は8月10日ごろに県税事務所から発送される。

(3) 監査手続と監査結果

ア. 監査手続

(ア) 不動産所得に係る事業規模の検討に当たっては、業務上、「不動産貸付業等認定台帳」に検討過程を記録するようマニュアル化されている。

そのため、国税連携システムから配信される申告一覧データより不動産所得の申告のあるものを任意に数件抽出し、「不動産貸付業等認定台帳」の整備状況及び不動産所得者の事業規模の検討の妥当性を確認した。

(イ) 医師・薬剤師等の社会保険診療報酬等が生じうる業種に対しては、業務上、税務署にて決算書及び添付の付表を入手し、申告書の事業所得から控除すべき収入及び経費の有無を確認するようマニュアル化されている。

そのため、国税連携システムから配信される申告一覧データより医師・薬剤師等の業種で申告のあるものを任意に数件抽出し、決算書及び添付の付表の内容を確認するとともに、社会保険診療報酬等に係る収入及び経費が事業所得から適切に控除されているかを確認した。

- (ウ) 請負業等の申告者に対しては、業務上、「請負業等調査判定票」に基づき、事業性判断を検討するようマニュアル化されている。
そのため、国税連携システムから配信される申告一覧データより請負業等の業種で申告のあるものを任意に数件抽出し、「請負業等調査判定票」の整備状況及びその判断過程の妥当性を確認した。
- (エ) 代理業等の申告者に対しては、業務上、「個人事業税の代理業判定事務取扱要領」に基づき、事業性判断を検討するようマニュアル化されている。
そのため、国税連携システムから配信される申告一覧データより保険外交員等の代理業に該当する業種で申告のあるものを任意に数件抽出し、その判断過程の妥当性を確認した。
- (オ) 県税事務所では、業種欄が空欄の申告データについては、紙の申告書の所得内訳や決算書の内容等で業種が特定可能なものについては書類を確認して課税対象となる業種か否かについて判断している。また、これらの書類でも業種を特定できない場合には、税理士への問い合わせや書面等での確認を行う等の対応を行っている。
そのため、国税連携システムから配信される申告一覧データのうち、業種欄が空欄になっているものを任意に数件抽出し、業種の特定過程やその結果の妥当性を確認した。
- (カ) 国税連携システムのデータの正確性は、全ての事業税の課税要否判定において重要な要素である。
そのため、国税連携システムから配信される申告一覧データのうち、上記（ア）から（オ）で抽出したもの、及び追加で無作為に抽出したものの数件について、申告書に記載されている所得金額や業種と、国税連携システム上のデータ情報の整合性を確認した。
- (キ) 税務オンラインシステムへの登録の正確性についても、上記（カ）同様、全ての事業税の賦課課税処理において重要な要素である。
そのため、監査手続として国税連携システムから配信される申告一覧データのうち、上記（ア）から（カ）で抽出したものについて、県税事務所において決定した課税基礎情報と税務オンラインシステム上の課税登録情報の整合性を確認した。

イ. 監査結果

上記の手続を実施した結果、個人事業税の課税業務に対して県職員の真摯な取組姿勢を感じることができた。また、過去の調査結果を適切に保管しており、過去情報を考慮した課税判断を行っていることが垣間見える。

限られた人的資源の中で過去からのノウハウを最大限有効化し省力化すべく、事業税の課税判断における論点及び実務上の対応方法に関して詳細にマニュアル化されている点も評価できる。

一方で、個人事業税の担当者4名が全て他税目と兼務の状況で、繁忙期である定期課税以外の時期においても業務多忙となっていることから、個人事業者の調査等に関しては書面や電話調査に留まり、現地での実地調査等に十分に時間を割けていないといった側面もある。

(ア) **【意見】**申告に対する業種調査や課税要否等の検証については十分行われている。しかし、課税の公平性の観点から事業税の課税漏れを防ぐための無申告者に対する調査方法等について検討する必要がある。

個人事業税は国税の申告をベースに賦課決定を行うことから、全ての無申告者に対して申告要否の調査は実務上不可能である。

しかし、過年度の個人事業税の課税はあるが、当年度の所得税の申告がないものについては、無申告の妥当性に疑義があるため、「課税もれチェックリスト」等を活用して、調査対象を絞り込み、積極的に税務署に問い合わせる等、国税との連携を深め、無申告の妥当性を調査する必要がある。

(イ) **【意見】**個人事業税担当者は4名であり、かつ、全員が他税目と兼務の状況であるが、個人事業税は県単独の税目であるため、市町との事務連携がほとんどなく、県の当税目に対する事務負担は大きい。現状の当税目の事務執行体制の強化について検討することが望ましい。

個人事業税に関しては、課税要否の判断等において、ある程度の専門的な知識が必要であり、その判断は実質的に担当者の4名で行っている。

定期課税時期においては年間1万件超の対象の課税要否判断を行っていく中で、その判断が可能な人材が他税目と兼務の4名では事務執行体制が脆弱と感じる。

仮に定期課税事務処理期間において何らかの理由で欠員が出るような場合には、期限までに賦課課税の事務処理が間に合わない可能性も考えられることから、当税目の事務執行体制を強化するよう検討することが必要である。

5. 法人事業税

(1) 法人事業税の概要

ア. 意義、課税対象、納税義務者、非課税制度

(ア) 意義

法人事業税は、法人の行う事業に対し、事務所又は事業所所在の都道府県が、その事業を行う法人に課する都道府県税である。

(イ) 課税対象

- ・外形標準課税の対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人）

所得割：所得×税率

付加価値割：付加価値額（※）×税率

資本割：資本金等の額×税率

（※）付加価値額＝収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）＋単年度損益

- ・外形標準課税の対象とならない法人

電気、ガス供給業、保険業、貿易保険業：収入金額×税率

その他の事業：所得×税率

(ウ) 納税義務者

- ・県内に事務所等（本店、支店、工場等）を設けて事業を行っている法人
- ・法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあり、収益事業を行うもの

(エ) 非課税制度

次のものには課税されない。

- ・非課税法人

法人税が非課税とされている公共法人、公益法人等

- ・非課税事業

林業、鉱物の採掘事業

一定の要件を満たした農事組合法人が行う農業

- ・非課税所得

医療法人等の社会保険診療に係る所得

外国における事業に係る所得

イ. 税額計算のあらまし

・外形標準課税の対象法人

		平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 9 月 30 日に開始する事業 年度	平成 31 年 10 月 1 日 以降に開始する事業 年度
所得割	400 万円以下	0.3%	1.9%
	400 万円超～800 万 円以下	0.5%	2.7%
	800 万円超・清算所得	0.7%	3.6%
	3 県以上分割法人の 所得・清算所得	0.7%	3.6%
付加価値割		1.2%	1.2%
資本割		0.5%	0.5%

・外形標準課税の対象とならない法人

		平成 26 年 10 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日に開始 する事業年度	平成 31 年 10 月 1 日以降に開始 する事業年度	
収入金課税法人		0.9%	1.3%	
所得課税法人	普通法人	400 万円以下	3.4%	5.0%
		400 万円超～800 万円以下	5.1%	7.3%
		800 万円超・清算所得	6.7%	9.6%
		3 県以上分割で資本金 1,000 万円以上の法人の所得・清 算所得	6.7%	9.6%
	特別法人	400 万円以下	3.4%	5.0%
		400 万円超・清算所得	4.6%	6.6%
		3 県以上分割で資本金 1,000 万円以上の法人の所得・清 算所得	4.6%	6.6%

※特別法人とは、医療法人及び協同組合等である。

・地方法人特別税

平成 20 年 10 月 1 日以降開始事業年度から地方法人特別税が導入されている。法人事業税の所得割額・収入割額を課税標準として課される国税で、法人事業税と併せて県に申告・納税される。平成 31 年 10 月 1 日以降開始事業年度からは廃止され、法人事業税に復元される。

所得割が課される法人：所得割額×税率

収入割が課される法人：収入割額×税率

	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 9 月 30 日までに開始する 事業年度	平成 31 年 10 月 1 日 以降に開始する事業 年度
外形標準課税の対象法人	414.2%	廃止
外形標準課税の対象でない法人	43.2%	
収入金課税の法人	43.2%	

2 以上の都道府県に事務所等を有する法人の事業税は、所得金額等を従業者数等の基準により分割して計算する。その基準は次のとおりである。

事業の種類		分割基準
電気供給業	発電事業	課税標準の 3/4:事務所等の固定資産 で発電所の用に供するものの価額 課税標準の 1/4:事務所等の固定資産 の価額
	送配電事業	課税標準の 3/4:発電所に接続する電 線路の送電容量 課税標準の 1/4:事務所等の固定資産 の価額
	小売電気事業	課税標準の 1/2:事務所等の数 課税標準の 1/2:従業者の数
ガス供給業・倉庫業		事務所等の固定資産の価額
鉄道事業・軌道事業		軌道の延長キロメートル数
その他	非製造業	課税標準の 1/2:事業所等の数 課税標準の 1/2:従業者の数
	製造業	従業者の数(資本金又は出資金が1億 円以上の法人は工場の従業者数に 1/2 を加算)

ウ. 申告納税制度（申告と納税の期限）

（ア） 確定申告

事業年度終了の日の翌日から2か月以内

（イ） 中間申告

事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内

対象は、以下を除く事業年度が6か月を超える法人

- ・法人税の中間申告義務がない連結申告以外の法人
- ・前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額等を基準とする6か月相当額が10万円以下である連結申告法人
- ・清算中の法人

（ウ） 修正申告

- ・法人税の修正申告をしたとき、又は更正決定を受けたとき
法人税額を納付すべき日
- ・申告した税額に不足があったとき
すみやかに納付

エ. 調定額の推移

以下のとおり、好調な企業収益、地方法人特別税からの一部復元による税率の引き上げを背景に増加傾向にある。

（表 2-5-1：法人事業税の推移）

（単位：百万円、％）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	20,766	21,893	25,085	29,306	28,463
収入済額	20,732	21,843	25,043	29,258	28,394
不納欠損額	0	0	11	4	5
収入未済額	32	50	31	44	63
収納率	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8

オ. 事務執行体制

法人事業税の担当は、県税事務所総務・課税部事業税課の法人三税担当の9名であり、法人県民税と併せて担当している。また、外形標準課税対象法人等の調査の担当は、同課法人調査担当の3名である。

(2) 事務手続の概要

ア. 業務フロー、課税対象の特定及び調定、是認手続

課税対象の特定及び調定、是認手続については、法人県民税の事務手続の概要を参照

イ. 調査手続

法人事業税の内、所得割以外の課税、特に外形標準課税の付加価値割・資本割について調査が行われる(所得割については、法人県民税にて調査がなされる。)。県内法人を課税標準算定の規模・複雑性等により分類しており、3~4年の周期で一巡するよう調査が行われ、実地若しくは机上調査がなされる。

(3) 監査手続と監査結果

ア. 監査手続

- (ア) 法人事業税の課税事務手続の業務内容について質問を実施した。
- (イ) 外形対象法人について規模・複雑性等を勘案した分類がなされていることを確認するため、外形対象法人一覧を閲覧した。
- (ウ) 平成29年度の外形標準課税調査結果一覧表を閲覧し、サンプルとして抽出した法人について、法人事業税外形標準課税調査復命書及び添付の調査結果を閲覧した。

イ. 監査結果

【意見】外形標準課税の対象法人のみが調査対象とされてきたが、収入金課税法人や医療法人についての調査が未実施であるので、法人調査体制を整備する必要がある。

法人事業税について、外形対象法人のみが調査対象とされており、収入金課税法人や医療法人についての調査が未実施である。平成29年度には他自治体調査、平成30年度には発電事業者についての資料収集等、これらの調査体制の構築に向け準備がなされているところであるが、税の平等の観点より、適時適切な調査が行われるよう体制の整備が望まれる。

6. 不動産取得税

(1) 不動産取得税の概要

ア. 意義、課税対象、納税義務者、非課税制度

(ア) 意義

不動産取得税は不動産（土地・建物）の取得という行為に担税力が存在するとして課される県税である。

(イ) 課税対象

不動産取得税の課税客体は「不動産の取得」である。ここで「不動産の取得」とは、不動産についての所有権を取得することをいい、所有権の得喪に関する法律効果の側面からではなく、その事実即してとらえた不動産所有権取得の事実をいう。なお、「不動産の取得」とは、有償であると無償であることを問わず、また、その原因が売買、交換、贈与、寄附等の別を問わないものである。

(ウ) 納税義務者

不動産取得税の納税義務者は、不動産の取得者である。この場合、取得者が実質的に完全な内容の所有権を取得するか否かには関係なく、所有権の形式による取得の全ての場合を含むものである。

また、「不動産」とは、土地及びその定着物をいうものとされ、土地の定着物の概念には建物、鉄塔、立木等多様な物が含まれると解されているが、登記法では登記をなすうる不動産として土地と建物のみを想定している。県の事務取扱要領においては、「不動産」とは、登記法に従って「土地」及び「家屋」を総称するものである。

(エ) 非課税制度

不動産取得税は、本来あらゆる不動産の取得に対して課されるものであるが、次の場合には例外的に課さないこととしている。

① 人的非課税

不動産を取得する者の公的地位に着目して設けられているものであり、これらの者が取得する不動産であれば、その取得に係る用途の如何を問わず非課税とされるものである。

非課税となる公的地位の対象は、国並びに都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び非課税独立行政法人等が該当する。

② 用途非課税

取得された不動産が一定の公共的用途に供されることに着目して設けられているものである。なお、これに類するものとして政策的要素を含んでいること等により非課税とされるものである。

非課税となる公共的用途の対象は、以下のとおりである。

- ・ 宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地

- ・学校法人等が設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産等
- ・社会福祉事業法による社会福祉事業等を経営する者がその事業の用に供する不動産等
- ・公共の用に供するために取得された不動産（公共の用に供するとは、何らの制約を設けず、広く不特定多数人の利用に供することをいうものである。）

③ 形式的な所有権の移転等に対する非課税

不動産の取得が行われても所有権の主体は実質的には変更がないような取得等については、その所有権の移転が単に形式的なものにすぎず、そこに担税力を見出すような不動産の取得があっても不動産取得税を課することは必ずしも適当ではないとの理由から非課税とされるものである。

非課税となる形式的な所有権の移転等の対象は、以下のとおりである。

- ・相続による取得
- ・信託制度を利用した不動産の移転のうち一定のもの
- ・共有物分割による所有権の取得のうち一定のもの
- ・譲渡担保財産の譲渡担保設定者による取得のうち一定のもの
- ・法人の合併、分割のうち条件を満たすもの、現物出資による取得
- ・委任の終了（例えば、法人格のない自治会が、便宜上代表者個人名義にしていた不動産を、法人格の取得に伴い自治会名義に変更する場合）

イ. 税額計算のあらまし、減免制度

(ア) 税額計算のあらまし

不動産取得税額の決定に当たっては、次の計算式により求められる。なお、税額決定に当たっては様々な軽減・減額措置が設けられている。

課税標準額×税率－軽減措置により減額される額＝税額

(イ) 課税標準額

課税標準額は、「不動産の価格（※1）－控除額（※2）」で算出した額（千円未満切捨て）である。但し、宅地評価土地を取得した場合には、課税標準額が不動産の価格の2分の1となる（平成9年1月1日から平成33年3月31日の取得について）。

（※1）不動産の価格

- ① 土地や家屋を売買・贈与・交換等により取得したとき
…市町の固定資産課税台帳に登録されている価格（固定資産評価額）
- ② 家屋を新築・増築・改築により取得したとき、土地造成又は地目の変更がある土地の取得
…固定資産評価基準により評価した価格

上記のとおり、不動産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に

よって決定された価格であるため、不動産の実際の購入価格や建築工事費とは異なるものとなる。

また、新築・増築・改築家屋の場合は、市町の固定資産課税台帳に登録されている価格ではなく、取得時の固定資産評価基準によって評価した価格とされている。これは、不動産取得税の価格は「取得時の評価額」であるのに対し、固定資産税の価格は取得時の評価額から経年による減価をした「翌年の1月1日現在での評価額」であるためである。

(※2) 控除額

課税標準の特例として次の家屋については不動産の価格から一定額が控除される。

① 住宅を建築（新增改築）した場合

不動産の価格から1戸につき1,200万円控除するものとされている。「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋（専用住宅）又は家屋のうち人の居住の用に供する部分で、別荘以外のものをいうものである。なお、「別荘」とは、日常生活の用に供しないもの（毎月1日以上の上の居住（これと同程度の居住を含む。）の用に供する家屋等以外の家屋等）のうち専ら保養の用に供するものをいう。

【控除額】

家屋…1戸当たり1,200万円控除

【要件】

次のA、Bいずれも満たすもの

A. 住宅に係る建築（新增改築）であること（新築未使用住宅の購入を含む。）

B. 床面積（増改築の場合は、増改築後の全体面積）が50㎡（40㎡）以上240㎡以下であること

（ ）内は戸建以外の借家住宅の場合

また、新築については、上記要件を満たし、かつ、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定により行政庁の認定を受けたものは、1戸当たりの控除が1,300万円となる。

② サービス付き高齢者向け住宅（※）を取得した場合

（※）新築であって入居者と賃貸借契約を結ぶものに限る。

高齢者が安心して自立して暮らせるバリアフリー化された住宅が極めて限られている状況を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することを目的として設けられたものである。

【控除額】

家屋…課税標準から1戸当たり1,200万円控除

【要件】

次のA、B、C、Dいずれも満たすもの

- A. 床面積が1室につき30㎡（共有部分含む。）以上であること
- B. 戸数が5戸以上（平成29年度以降、10戸以上）であること
- C. 国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
- D. 耐火建物であること

なお、サービス付き高齢者向け住宅を新築した場合、①と同様、上記要件を満たし、かつ、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定により行政庁の認定を受けたものは、1戸当たりの控除が1,300万円となる。

③ 中古（既存）住宅を取得した場合

中古住宅の取引を促進し、住み替えの円滑化を通じて持家の取得を容易にするために設けられたものであり、不動産の価格から当該中古住宅が新築された時期に応じて1戸当たり下表の額が控除される。

但し、これは取得者が個人の場合に限り適用されるものであり、法人の取得については適用がないものであること、取得者が自己の居住の用に供するものであることに留意する必要がある。なお、平成10年度から、いわゆる「セカンドハウス」も「住宅」に含めることとなった（別荘を除く。）。

【控除額】

新築された時期	控除される額
昭和29年1月1日～昭和38年12月31日	100万円
昭和39年1月1日～昭和47年12月31日	150万円
昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	230万円
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350万円
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円
平成9年4月1日以降	1,200万円

【要件】

次のA、B、Cいずれも満たすもの

- A. 床面積が50㎡以上240㎡以下であること
- B. 取得者が自己の居住の用に供すること
- C. 昭和56年新耐震基準に適合すること（次のいずれかに該当すること）
 - ・登記簿上の新築年月日が昭和57年1月1日以降であること
 - ・登記簿上の新築年月日が昭和56年12月31日以前の場合は、建築士等により昭和56年の新耐震基準に適合していることが取得前に証明された住宅

④ 保有不動産が収用された後に代替不動産を取得した場合

【控除額】

取得した土地・家屋の価格から、譲渡した土地・家屋の固定資産課税台帳の登録価格等が控除

【要件】

公共事業のため不動産を譲渡した者が、それに代わるものと認められる土地・家屋を譲渡後2年以内に取得した場合

上記①から④の他、東日本大震災に係る特例や原子力災害に係る特例による控除が設けられている。

(ウ) 税率

不動産取得税の標準税率は、100分の4である。但し、住宅及び土地の取得に対して課する不動産取得税の標準税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、100分の3とされている。また、住宅以外の家屋の取得に対して課する不動産取得税の標準税率は100分の4とされている。

(エ) 軽減措置により減額される額

軽減措置の要件を満たす不動産の取得を行った場合、課税標準額×税率により算定された額から税額の減額を受けることができる。

軽減措置の適用対象及び税額減額の概要は次のとおりである。

① 新築住宅用土地を取得した場合

【税の減額】

取得した土地の税額から、次のいずれか高い方の額が減額される。

・45,000円

・〔土地の1㎡当たりの固定資産税課税台帳の登録価額※〕×〔住宅の床面積×2（最高200㎡）〕×3%

※取得した土地が宅地及び宅地評価土地である場合については、課税標準の特例（1/2）を行った後の価格（当該取得が平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われたとき）

【要件】

（イ）（※2）控除額の要件を満たし、課税標準の特例に該当する住宅を取得した場合で、以下の要件のいずれかに該当するもの

・土地を取得した日から3年以内に特例適用住宅が新築された場合（土地取得者が、その土地を継続して所有している場合、又は住宅の新築がその土地の取得者から土地を取得した者により行われる場合であること）

なお、土地を取得した日からの特例適用新築住宅が新築されるまでの期間は、本則は2年であるが、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、3年とされている。サービス付き高齢者向け住宅の場合は、土地を取得してから2年以内の新築が減額対象である。

- ・土地取得者が土地を取得した日前1年以内に住宅を新築していた場合
- ・土地付新築未使用住宅を新築後1年以内に取得した場合
- ・土地付新築未使用住宅を取得し、自己の居住の用に供する場合

②耐震基準適合既存住宅用土地を取得した場合

【税の減額】

上記①に同じ

【要件】

(イ) (※2) 控除額の要件を満たし、課税標準の特例に該当する住宅を取得した場合で、以下の要件のいずれかに該当するもの

- ・土地取得者が土地を取得した日から1年以内に住宅を取得した場合
- ・土地取得者が土地を取得した日前1年以内に住宅を取得していた場合

③被収用不動産の代替不動産を取得した場合（収用前取得）

【税の減額】

取得した土地・家屋の税額から、譲渡した土地・家屋の固定資産課税台帳の登録価格等に税率を乗じた額

【要件】

不動産を取得した者が、その取得から1年以内に公共事業のため、他の不動産を譲渡し、その不動産の取得が譲渡した不動産に代わるものと認められる場合

(オ) 免税点

課税標準額が以下の免税点に満たないときは、不動産取得税は課税されない。

区分		免税点
土地の取得		10万円未満
家屋の取得 (1戸につき)	新築・増築・改築	23万円未満
	売買・交換・贈与等	12万円未満

ウ. 賦課徴収制度

(ア) 申告

不動産を取得した場合には、取得の日から 60 日以内に不動産取得申告書を不動産所在地の市町を経由して、県税事務所に提出しなければならない。

(イ) 納税方法

県税事務所から納税者に納税通知書を送付し、当該納税通知書に定められた日までに納付を行う。

エ. 調定額の推移

不動産取得税の調定額等の推移は下記のとおりである。

(表 2-6-1：不動産取得税調定額等の推移)

(単位：百万円、%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	2,356	1,868	2,483	2,362	2,580
(原始取得)	760	521	792	689	734
(承継取得)	1,536	1,291	1,640	1,592	1,792
(滞納繰越)	59	55	50	80	53
収入済額	2,285	1,809	2,384	2,287	2,522
不納欠損額	3	0	1	3	2
収入未済額	67	58	96	71	55
収納率	97.0	96.8	96.0	96.8	97.8

オ. 事務執行体制

不動産取得税の担当は、県税事務所総務・課税部不動産取得税課の原始・評価担当 4 名及び承継担当 8 名である。

(2) 事務手続の概要

ア. 新增築家屋課税業務（原始・評価担当）

(ア) 課税対象を把握するため、市町から固定資産税における新規課税分のデータを入手する（各新規課税固定資産の再建築費評点数情報等）。例年 3 月末には固定資産税のデータが市町で完成するため、3 月末に CD を配布し、4 月上旬に回収している。

(イ) 入手したデータ（エクセル）を県において不動産取得税の課税台帳様式に変換する。当該処理はエクセルにて取り込み、変換作業を実施し、課税台帳を出力する。

- (ウ) 出力された課税台帳と不動産取得申告書を照合（構造・用途・住所、生年月日は手書きで記入（同一人認定のため））し、データを補充、誤りがないか確認する。課税標準額の特例等の控除の要件に疑義（例えば共同住宅1戸当たり面積、増築における既存住宅の面積等）がある場合は、市町に確認する。
- (エ) 不動産取得税入力票（原始）と「課税のお知らせ」をエクセルにて作成して打ち出す。「課税のお知らせ」に関しては、担当者が計算チェック等を実施し、更に別の担当者が再度計算チェック等を実施する。課税額がゼロで「課税のお知らせ」を出力しないものについても課税台帳の内容を確認し再度計算チェック等を実施する。
- (オ) 課税月の1か月程度前に、「課税のお知らせ」を送付し、納期内の納付を促すとともに、住所や氏名等変更がないかを照会する。
「課税のお知らせ」の送付事務は、2名体制により実施しており、一方が課税台帳と突合の上、封入し、再度もう一方が封入された「課税のお知らせ」と課税台帳を確認して内容が適切であることを確認した上、封を閉じるようにしている。
発送の証拠として、課税台帳には発送した年月日を記載するようにしている。
- (カ) 評価額に疑義がある等の照会があった場合は、市町に評価調書の提出を求め、内容を確認し誤りがあれば市町に連絡した上で変更する。
- (キ) 不動産取得税入力票（原始）を税務課へ提出（月末の午前中が締切）し、税務課にて不動産取得税入力票（原始）に基づき、税務オンラインシステムへ入力する。なお、入力作業は外部業者に委託している。
- (ク) 入力された結果として、税務オンラインシステムから「不動産取得税入力チェックリスト」が出力される（翌月11日頃）。その後、税務課から不動産取得税入力チェックリスト、不動産取得税入力票（原始）が県税事務所へ送付される。
- (ケ) 県税事務所では、「不動産取得税入力チェックリスト」と「課税台帳」と照合し、一致していることを確認する。
- (コ) 税務オンラインシステムから「不動産取得税調定一覧」、「不動産取得税調定伺書」、「納税通知書」を出力（税務課にて出力し、県税事務所へ送付される。）し、県税事務所にて「不動産取得税調定一覧」、「不動産取得税調定伺書」を上席者に回覧する。
- (サ) 所内で「不動産取得税調定伺書」の内容を確認し、決裁する。
- (シ) 決裁を受けた後、納税通知書を発送する。
納税通知書の送付事務に関しても、「課税のお知らせ」の送付事務と同様、2名体制により実施しており、一方が課税台帳と突合の上封入し、再度もう一方が封入された納税通知書と課税台帳を照合して封を閉じるように

している。発送の証拠として、課税台帳には発送した年月日を記載するようになっている。なお、香川県では県内を4つに分けて、7月から10月にかけて納税通知書を送付する。

7月…丸亀市、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町

8月…坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、土庄町、小豆島町、宇多津町、綾川町

9月…高松市（旧市内）、琴平町、多度津町、まんのう町

10月…高松市（旧市内以外）

イ. 新增築家屋評価業務（原始・評価担当）

（ア） 市町から新築家屋評価依頼を受ける。

県で評価を行う対象は、大規模な建物を対象としており、市から依頼を受ける対象は2,500㎡以上の非木造及びチェーン店（コンビニ等テナント施工があるもの）、町から依頼を受ける対象は非木造であり、依頼があったものについて評価対象としている。平成29年度の県評価対象分は179件（平成28年度は173件）存在する。

（イ） 市町から対象物件の図面、見積書等を入手する。

（ウ） 見積書が入手できる場合は「資材別数量拾い出し表」へ評価点数に関連する情報（工事内容名、数量等）を転記し、部位ごとに「部分別評点項目集計表」を作成する。見積書が入手できない場合は、図面に基づき評価事務の暫定計算を実施する。

（エ） 現地調査（班ごとに2名で現地調査）を実施し、評価事務に必要な情報を収集する。同時に、現地調査の際に、不動産の取得者に対して不動産取得税の課税概要や税額の軽減・減額措置について説明するとともに、不動産取得税申告書を手渡しする。なお、共同住宅（アパート）に関しては既に入居者が入っている場合には、室内調査が容易ではないため現地調査を実施することができない場合が多い。

（オ） 「不動産評価調書」に必要情報を入力し、再建築費評点数の算定及び評価額を算定する。算定した結果については、別の現地調査担当者が内容確認する。

（カ） 完成した「不動産評価調書」の情報を「不動産の価格決定通知書」一覧へ転記する。

（キ） 対象年度の2月末までに、その前年の1月1日から12月31日までに建築等された新增築家屋等を対象とした「不動産の価格決定通知書」一覧、「不動産評価調書」、図面一式を所内で決裁をとる。

（ク） 決裁の後に「不動産の価格決定通知書」一覧、「不動産評価調書」、図面一式を市町へ送付する。

ウ．承継課税業務（承継担当）

- (ア) 毎月承継担当 8 名が分担して法務局本局、出張所（丸亀、観音寺、寒川）に行き「登記申請書」を閲覧し、登記原因が売買、贈与、交換、競売、遺贈、寄附、共有物分割、代物弁済、現物出資、真正な登記名義の回復、錯誤、譲渡担保、財産分与等を対象として「不動産取得税入力票（承継）」に担当者が登記内容を手書きにて転記する。

転記項目：

- ・取得者の住所・氏名・生年月日・持分
- ・登記申請の受付番号・年月日
- ・登記原因の年月日・取得原因
- ・前所有者の住所・氏名
- ・物件の所在地
- ・家屋については家屋番号、建物名称、部屋番号、用途、構造、屋根の種類、フロア数、延床面積、価格（固定資産税の評価額）
- ・土地については地積、地目、価格（固定資産税の評価額）又は単価、敷地権割合（マンション等の場合）

- (イ) 転記担当者以外の者が、不動産取得税入力票（承継）の内容と登記申請書の内容を照合して、一致、漏れがないことを確認している。

- (ウ) 完成した不動産取得税入力票（承継）を県税事務所へ持ち帰り、各地区担当に配布、住所コードを記載、内容の再チェック及び必要資料の収集や調査を行い、課税の適否判断の上、課長が内容確認し、不動産取得税入力票（承継）へチェック証跡を付す。

- (エ) 不動産取得税入力票（承継）から不動産取得税の税額が 1 百万円以上の納税者（本来税負担の影響が大きい個人に対して 1 百万円以上であったが、現在は法人に対しても送付している。）に対して、「課税のお知らせ」を作成し、送付する。

「課税のお知らせ」については、課長が不動産取得税入力票（承継）と照合し、内容が一致していることを確認している。

- (オ) その後、不動産取得税入力票（承継）を税務課へ提出し、税務課にて不動産取得税入力票（承継）に基づき、税務オンラインシステムへ入力する。なお、入力作業は外部業者に委託している。

- (カ) 入力された結果として、税務オンラインシステムから「不動産取得税入力チェックリスト」が出力される（提出月の翌月 11 日頃）。その後、税務課から不動産取得税入力チェックリスト、不動産取得税入力票（承継）が県税事務所へ送付される。

- (キ) 県税事務所では、「不動産取得税入力チェックリスト」と「不動産取得税入力票（承継）」と照合し、一致していることを確認する。

- (ク) 税務オンラインシステムから「不動産取得税調定一覧」、「不動産取得税調定伺書」、「納税通知書」を出力（税務課にて出力し、県税事務所へ送付される。）し、「不動産取得税調定一覧」、「不動産取得税調定伺書」を上席者に回覧する。また、この際、税務課より納税通知書の出力枚数が記載されたメモを受け取る。
- (ケ) 所内で「不動産取得税調定伺書」の内容を確認し、決裁する。
- (コ) 決裁を受けた後、納税通知書を発送する。
納税通知書の送付事務においては、税務課から受け取った納税通知書出力枚数メモの出力総枚数と、手許に存在する納税通知書の現物枚数を照合し、一致していることを確認した上で送付する。
また、発送の証拠として、「不動産取得税調定伺書」に発送した年月日を押印している。

(3) 監査手続と監査結果

ア. 監査手続

- (ア) 不動産取得税の課税事務手続の業務内容について質問を実施した。
- (イ) (原始取得)平成 29 年度課税台帳を閲覧し、抽出したサンプルについて税額の再計算を実施した。
- (ウ) (原始取得)平成 29 年度課税台帳と市町提供データとの網羅性について確認した。
- (エ) (原始取得)平成 29 年度課税免除関連資料を閲覧した。
- (オ) (原始取得)平成 29 年度不動産取得税調定伺書綴りを閲覧した。
- (カ) (承継取得)平成 29 年度不動産取得税入力票（承継）綴りを閲覧し、抽出したサンプルについて再計算を実施した。
- (キ) (承継取得)平成 29 年度不動産取得税調定伺書綴りを閲覧した。

イ. 監査結果

- (ア) **【意見】**(原始取得)家屋の新增築に関しては、一定の要件を満たす場合、不動産取得税の軽減・減額措置が設けられているが、共同住宅（アパート）取得者に関しては、軽減・減額措置の適用状況が他の新增築家屋と比較して著しく低い状況にある。この要因としては、取得者に対する軽減・減額措置の申請についてのアナウンスの差が考えられることから、共同住宅（アパート）取得者に対してもアナウンスを強化することが必要である。

新增築家屋を取得した場合、一定の不動産に関しては県税事務所が当該不動産の評価事務を実施しており、評価に当たっては原則として現地調査を行っている。

現地調査においては不動産の取得者立会のもと評価作業が実施されており、その際に不動産取得税の課税概要や税額の軽減・減額措置について説明するとともに、不動産取得税申告書を手渡ししている。

現地調査の際に、これらの対応を実施していることによって、不動産取得税額の軽減・減額措置を受けられる取得者からは概ね 100%に近い割合で不動産取得税申告書が提出され、軽減・減額措置を受けられている状況にある。

対して、新築共同住宅（アパート）を取得した場合、現地調査のタイミングでは既に入居者が入っており、室内調査が容易ではなく、現地調査が実施できないといった実務的な問題があることから、市町が行うものを含め、図面に基づいて評価事務を実施している。そのため、一部の市が図面評価した案件において、通常実施しているような不動産の取得者に対する不動産取得税の課税概要や税額の軽減・減額措置についての説明、不動産取得税申告書の手渡しといったことが実施されていない。

この結果、共同住宅（アパート）の取得者からの不動産取得税申告書の提出率は低く、また、軽減・減額措置を受けられるにもかかわらず、その適用を受けていない取得者が生じている。

サンプルとして確認した丸亀市においては、減額措置の対象となりうる共同住宅 18 件に対して、不動産取得税申告書の提出によって減額措置を受けた共同住宅は 6 件と全体の約 33%に留まっており、減額措置の機会を逃している共同住宅は 12 件と全体の約 67%に及んでいる。

本来、軽減・減額措置の適用を受けるか否かについては、自己の申告に基づくものであり、当該申告を怠った取得者に一義的な責任があるとは思慮するものの、現地調査を実施している先とそれ以外で軽減・減額の適用率が大きく異なることは、減額申請の機会について県側からのアナウンスが、一部の市が図面評価した案件において不足していることも要因として考えられる。

共同住宅の取得者に関しても、現状の軽減・減額措置の適用率の低さを鑑みて、不動産取得税申告書の提出を促す等のアナウンスの強化の市町への再周知が必要である。

- (イ) **【意見】**（原始取得）原始取得の調定事務は、市町から提供された原始取得データを県の課税台帳データに変換し、当該課税台帳データを元を実施されている。しかしながら、原始取得データと課税台帳データとの整合性を確認する際に時効等により課税対象とできない削除物件についての他者による確認手続が実施されていないため、整合性を確認する手続を複数者で実施し、実施の証跡を残す必要がある。

原始取得においては、課税対象を把握するため、市町から固定資産税における新規課税分のデータを入手し、当該データをエクセルにて取込み、課税台帳を作成するといったデータ変換作業を行っている。

ここで、県税事務所においては、市町の新規課税分データと変換後データである課税台帳の整合性の確認の際、時効等により課税対象とできない削除物件についての他者による確認作業が実施されていなかった。

市町の新規課税分データと当該データ変換後の課税台帳との間で、相違（データの抜け落ちや重複等）が生じた場合、その後の課税事務に重要な影響を及ぼす可能性があるため、市町の新規課税分データの総件数と変換後データである課税台帳の総件数の整合を複数者で確認する等のデータ変換の正確性に対する確認作業を実施することが必要である。

なお、平成 29 年度のデータ変換の正確性について、市町の新規課税分データと課税台帳データを照合した結果、整合性は確認されている。

(ウ) **【意見】**（承継取得）承継取得における納税通知書の送付事務においては、納税通知書出力総数情報と実際手許枚数を照合しているとのことであるが、当該照合表においては実際手許枚数の記載に留まっており、納税通知書出力総数の記載がないことや、納税通知書出力総数の根拠資料が保管されていない。照合表への納税通知書出力総数の記載や、納税通知書出力総数の根拠資料の保管が必要である。

承継取得の納税通知書の送付事務において、その送付の網羅性を確認するため、税務課から入手する納税通知書出力総数メモの出力枚数と、手許の納税通知書枚数を照合し、一致していることを確認している。ここで、不動産取得税課作成の照合表を閲覧したところ、手許実際枚数の記載はあるが、税務課から連絡のあった出力枚数の記載がなく、出力枚数と実際枚数が一致しているか否か不明確な状況であった。加えて、税務課からのメモ書きは、送付事務が完了すれば廃棄されており、遡って検証することが困難な状況であった。

納税通知書の送付は、課税事務における重要な作業の一部であることから、納税通知書の送付が網羅的に実施されていることの確認作業が客観的に明確化できるようにするため、税務課からの出力枚数メモの保管と、照合表への出力枚数の記載及び実際手許枚数との差異がないことを記載し、検証資料として残しておくことが必要である。

(エ) **【指摘】** 税務オンラインシステムに登録されている情報の変更入力に当たっては変更内容をシステムに反映させる前での他者による確認、システム上の承認機能がない。このため、少なくとも、システムに反映後、他者による変更内容の確認が重要となる。入力担当者以外による確認手続（確認対象、再鑑者、確認方法、タイミング、証跡）を明確化する必要がある。

平成 30 年 5 月に、自動車税の納税通知書が本来の納税義務者以外に誤って送付される事案が発生している。当該内容は、自動車税課が納税者情報に係るオペレーションを誤ったものではなく、不動産取得税課において、自動車税の既存の納税者情報に誤って不動産取得税の他の納税者情報を上書きしたことを原因としている。

税務オンラインシステムにおいては、繁忙期を含め処理件数が膨大であることから、変更登録について、変更内容の入力⇒入力担当者以外の者による確認及びシステム上の承認⇒システムへの反映という仕組みを設けることは業務上困難であり、入力即システムへ反映する設計になっている。このため、税務オンラインシステム上は、変更登録の翌日、入力担当部署及び関係部署に変更箇所が記載された納税者異動連絡票を配信する仕組みが設けられている。

但し、住所や電話番号の変更等も含めて配信されるため、配信件数が多く、また、翌日に他部署でその内容を検証、確認することは実務的に難しく、当該仕組みが活かされていない場合がある。

個人・法人情報の適正管理の重要性の再認識により、入力担当者が根拠資料を明確にした上、細心の注意を払って入力することはもとより、現在設けられているシステムによる配信機能を実務的に活用することが難しい以上、変更登録のアクセス権を有する部署全体として、少なくとも、変更登録後速やかに、入力部署において、入力担当者以外による変更内容の確認手続を設ける必要がある。

7. 県たばこ税

(1) 県たばこ税の概要

ア. 意義、課税対象、納税義務者、非課税制度

(ア) 意義

県たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者や卸売販売業者が、県内の小売販売業者に売り渡したたばこに対して課される。

(イ) 課税対象

県たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者や卸売販売業者が、県内の小売販売業者に売り渡した「たばこの本数」を基準として課される。なお、加熱式たばこについては、課税方式の見直しが実施され、平成 30 年 10 月 1 日からは申告書に「加熱式たばこ」の項目が新設され、加熱式たばこのみの数量が確認できるようになっている。

(ウ) 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者や卸売販売業者が、前月の初日から末日までの間に売り渡した「たばこ」に対する税額を算出し、毎月末日までに前月分を申告・納付する。但し、たばこ税は店頭たばこの販売価格に含まれているため、最終的にたばこを消費する者が本税を負担することとなる。

(エ) 税制改正に伴う手持品課税

たばこ税の税率が引き上げられる際に実施される(直近では平成 30 年 10 月)。小売業者等が税率変更する以前に、一定規定本数以上(平成 30 年 10 月の実施時は 2 万本以上)所持している場合、基準日零時時点の所持本数に対して、税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税するものである。

通常の県たばこ税と異なり、たばこを販売するために所持している小売販売業者等が納税義務者となる。

イ. 税額計算のあらまし、税率

(ア) 税額計算のあらまし

売り渡し等をした製造たばこの本数×税率

(イ) 税率

製造たばこ本数 1,000 本につき 860 円(平成 30 年 3 月 31 日時点の税率)。但し、旧 3 級品(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット等)については、製造たばこ本数 1,000 本につき 551 円(平成 30 年 3 月 31 日時点の税率)。なお、平成 30 年 4 月 1 日以降の税率は下表のとおり予定されている。

(表 2-7-1：県たばこ税の税率（1,000 本当たり）推移）

	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日～	平成 30 年 10 月 1 日～	平成 31 年 10 月 1 日～	平成 32 年 10 月 1 日～	平成 33 年 10 月 1 日～
喫煙用の 紙巻たばこ	860 円	860 円	930 円	930 円	1,000 円	1,070 円
旧 3 級品の 紙巻たばこ	551 円	656 円	656 円	930 円	1,000 円	1,070 円

ウ．調定額の推移

県たばこ税の調定額等の推移は下記のとおりである。

(表 2-7-2：県たばこ税調定額等の推移)

(単位：百万円、%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	1,317	1,175	1,159	1,124	1,063
収入済額	1,317	1,175	1,159	1,124	1,063
不納欠損額	—	—	—	—	—
収入未済額	—	—	—	—	—
収納率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

エ．事務執行体制

県たばこ税の担当は、県税事務所総務・課税部事業税課の個人事業税・諸税担当の 2 名（主担当 1 名、副担当 1 名）である。なお、2 名とも個人事業税を兼務している。

(2) 事務手続の概要

ア．通常業務

- (ア) 毎月 1 日から末日までの間に、製造者等より前月分の売渡本数の申告書が届く。売り渡しがあつた月のみ提出義務があり、製造者等の業者数は平均して 7～8 社程度である。
- (イ) 月末から月初にかけて、申告書に基づき税務オンラインシステムに申告内容を入力する。翌日に税務オンラインシステムより「調定入力確認表」を出力し、入力担当者とは別の担当者（副担当若しくは上席者）が入力内容と申告書を照合し、入力の適切性を確認する。
- (ウ) (イ) の入力結果を基に、たばこ税主担当者が「県たばこ税調定明細」、「県たばこ税調定伺書」を作成する。当該調定伺書には、前年同月及び前年累計分の調定情報や「調定の動向」として前年同月比較及び前年累計比

較の増減についてのコメントを記載し、調定額等の総括的な比較を行っている。

- (エ) たばこ税主担当者は、「県たばこ税調定伺書」について決裁を受けるため、「県たばこ税調定伺書」、「県たばこ税調定明細」、「調定入力確認表」、「申告書」一式を上席者に回覧する。
- (オ) 所内で「県たばこ税調定伺書」及び関連資料（上記（エ）の資料）の内容を確認し、決裁する。
- (カ) 決裁後、たばこ税主担当者が翌月（前月分の売渡本数の申告書到着月の翌月）初旬に地方公共団体情報システム機構へ申告書を送付する。
- (キ) 申告書を送付した翌月の中旬から下旬に、地方公共団体情報システム機構が管掌するたばこ流通情報管理システムから「たばこ税・全国都道府県別・事業者別申告・報告本数突合一覧表」が配信される。配信された帳票をパソコン画面に呼び出し、「県たばこ税調定明細」及び税務オンラインシステムへの入力結果である「調定入力確認表」と照合、一致していることを確認する。

イ. 税制改正に伴う手持品課税

- (ア) 県内のたばこ販売許可を受けている小売販売業者等のリストを基に、税務課にて、当該リストに基づき発送票（ラベル）を作成する。リストとラベルを照合して網羅的にリストに記載された小売販売業者等の発送票（ラベル）が作成されていることを確認している。
- (イ) 国、県、市町で発送件数がそれぞれ3分の1となるように発送対象の仕分けを行う。仕分けを行う前に、発送票（ラベル）・封筒の総枚数がリストの総件数と一致していることを確認している。
- (ウ) 県の郵送担当分となった手持品課税用の申告書及び納付書を発送する。この際、発送が網羅的に実施されたことを確認するため、ラベルが残っていないことの確認を行っている。
- (エ) 該当年分の手持品課税に関する説明会（国・県・市町が合同で開催）を、郵送対象業者に対して実施する。
- (オ) 手持品課税申告書は主に税務署が窓口となって回収し、税務署が申告書に押印の上、県、市町へ申告書を送付する。
- (カ) 期限内申告分については、各税務署がとりまとめた申告書が11月中に送付される。期限後・修正申告分は、税務署から随時送付される。
- (キ) 入手した申告書に基づき、税務オンラインシステムへたばこ税主担当者・副担当者・他の税目担当者の4名で入力する。
- (ク) 税務課のシステム担当者は、税務オンラインシステムの入力情報をダウンロードし、確認用リストを作成し、たばこ税主担当者へ提出する。

- (ケ) たばこ税主担当者は、確認用リストと申告書を突合し、申告書から税務オンラインシステムへの入力漏れがないことを確認する。
- (コ) 当該入力された調定情報について、通常業務における「県たばこ税調定伺書」に記載し、決裁を受ける。

(3) 監査手続と監査結果

ア. 監査手続

- (ア) 製造者等から提出された県たばこ税申告書の課税標準・納税額計算の正確性について、香川県が実施している検証方法を確認した。
- (イ) 各業者から提出された申告書から申告本数及び申告税額の月次推移表を作成し、異常な本数増減の有無を確認した。また、併せて大手たばこ卸売販売業者が公表している月次の国内紙たばこ販売実績と、香川県への申告本数及び申告税額の比較を実施した。
- (ウ) 平成 29 年 4 月の税制改正に伴う手持品課税実施時の業務結果を閲覧し、業務実施状況について確認した。

イ. 監査結果

- (ア) **【意見】** 業者から提出された申告書の申告本数の適正性についての検証手続は、現状、前年同月比較及び前年累計比較に留まっている。香川県内の各市町に提出された申告書との整合性確認によって、検証手続を強化することが必要である。

県たばこ税は、原則として業者からの申告が適正であることを前提とした調定事務を行っており、その申告内容の適正性確認の手続が必要である。

たばこ税に関しては、市町へ納付する市町たばこ税もあり、申告業者は県に対して提出する県たばこ税申告書の他、市町に対しても市町たばこ税申告書を提出している。

しかしながら、現状、県では、市町へ提出された申告内容と県へ提出された申告内容との整合性の確認手続が実施されていない。

従って、申告内容の適正性確認のため、市町への申告内容と県への申告内容の整合性を確認することが必要である。

- (イ) **【意見】** たばこ流通情報管理システムの申告本数と県の調定情報である申告本数を照合しているとのことであるが、関連資料へのチェックマーク等の照合した証跡がなく、当該照合作業の実施を客観的に確認できないため、照合証跡を残す必要がある。

たばこ流通情報管理システムから「たばこ税・全国都道府県別・事業者別申告・報告本数突合一覧表」をパソコン画面に呼び出し、「県たばこ税調定明細」及び税務オンラインシステムへの入力結果である「調定入力確認表」と照合、一致していることを確認しているが、現状、確認証跡が残っていない。

確認証跡を残すことにより、たばこ流通情報システムとの整合性確認事務の遂行状況を客観的に判別できるようにすることが必要である。当該証跡を残すことは、たばこ税担当者が変更になった際の業務引き継ぎ漏れ等を防止することも期待される。

8. ゴルフ場利用税

(1) ゴルフ場利用税の概要

ア. 意義、納税義務者、非課税制度

(ア) 意義

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の都道府県が、ゴルフ場の利用に対し1日当たりの定額で利用者に課する都道府県税である。

(イ) 納税義務者

納税義務者はゴルフ場の利用者である。

ゴルフ場の経営者等が特別徴収義務者となり、利用者からゴルフ場利用税を徴収し、県に申告納入する。

(ウ) 非課税制度

次の者や目的で利用する場合は、非課税となる。

- ・ 年齢 18 歳未満又は 70 歳以上の者
- ・ 障害者
- ・ 国民体育大会（予選会を含む。）での利用
- ・ 体育・部活動等の学校教育活動としての利用

イ. 税額計算のあらまし、軽減税率

(ア) 税額計算のあらまし

ゴルフ場利用税の額はゴルフ場の会員制の有無、ホール数、利用料金に応じて決定される。具体的には以下のとおりである。

評点数の決定

ゴルフ場の状況	区分	点数
会員制	会員制をとっているもの	5 点
	会員制をとっていないもの	0 点
ホール数	27 ホール以上	25 点
	18 ホール以上 27 ホール未満	20 点
	18 ホール未満	15 点
利用料金	15,500 円以上	55 点
	13,500 円以上 15,500 円未満	45 点
	11,500 円以上 13,500 円未満	40 点
	9,500 円以上 11,500 円未満	35 点
	8,500 円以上 9,500 円未満	30 点
	7,500 円以上 8,500 円未満	25 点
	6,500 円以上 7,500 円未満	20 点
	5,500 円以上 6,500 円未満	15 点
	4,500 円以上 5,500 円未満	10 点
	4,500 円未満	5 点

等級と金額の決定

項目別につけた点数の合計で等級を決め、等級に応じてゴルフ場利用税の税率が決まる。

等級	点数	金額
1 級	85 点	1,200 円
2 級	80 点	1,150 円
3 級	75 点	1,050 円
4 級	70 点	950 円
5 級	65 点	850 円
6 級	60 点	800 円
7 級	55 点	750 円
8 級	50 点	650 円
9 級	45 点	550 円
10 級	40 点	450 円
11 級	35 点	400 円
12 級	30 点	350 円
13 級	25 点	250 円
14 級	20 点以下	200 円

(イ) 軽減税率

次の者がゴルフ場を利用する場合で、通常の利用料金のほかに別に利用料金の定めがあり、かつ、その利用料金が通常の利用料金に比較して所定の割合が軽減されている場合には、別途算定された等級において軽減税率の適用を受ける。

- ・年齢 65 歳以上 69 歳以下の者
- ・特定競技会に参加するプロゴルファー以外の選手
- ・早朝及び薄暮でプレーする者

(ウ) 交付金

税収の 7 割は、ゴルフ場所在市町村に交付される。

ウ. 申告納税制度

特別徴収義務者（各ゴルフ場）は、1 か月分の税額を「利用人員数×税率」で計算し、当月分は翌月 15 日（休日の場合は翌営業日）までに申告・納入する。

エ. 調定額の推移

以下のとおり、ゴルフ場利用者の減少、高齢化等により減少傾向にある。

(表 2-8-1 : ゴルフ場利用税の推移)

(単位 : 百万円、%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	390	385	376	361	346
収入済額	390	385	376	361	346
不納欠損額	—	—	—	—	—
収入未済額	—	—	—	—	—
収納率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

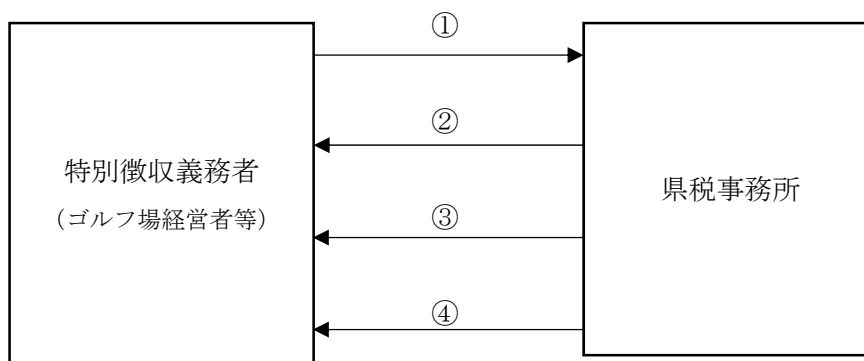
オ. 事務執行体制

ゴルフ場利用税の担当は、県税事務所総務・課税部事業税課の個人事業税・諸税担当の 2 名（主担当 1 名、副担当 1 名）である。なお、2 名とも個人事業税を兼務しており、調査は、1 ゴルフ場につき 3 名で実施している。

(2) 事務手続の概要

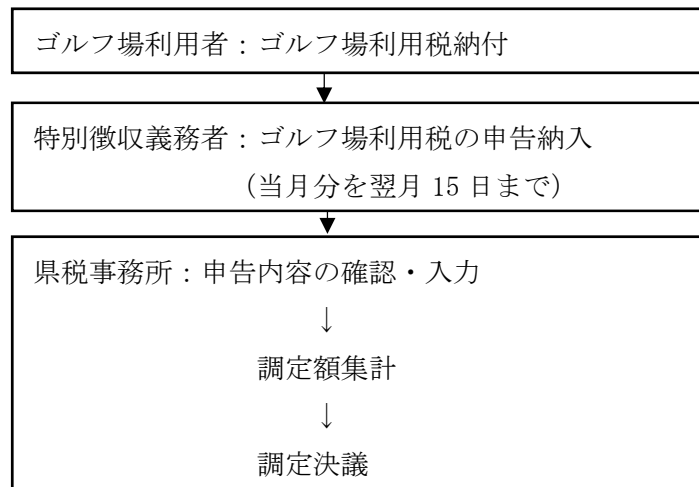
業務フロー

(ア) 特別徴収義務者の指定



- ① 特別徴収義務者の登録申請
- ② 特別徴収義務者の指定
- ③ 特別徴収義務者証票の交付
- ④ ゴルフ場利用税の等級決定

(イ) 申告納入



(3) 監査手続と監査結果

ア. 監査手続

- (ア) ゴルフ場利用税の課税事務手続に関する業務内容について質問を実施した。
- (イ) 平成 29 年度の特定月の特定ゴルフ場をサンプルとして抽出し、ゴルフ場利用税調定伺書の記載内容について、ゴルフ場利用税納入申告書の一致を確認し、料金表等から妥当な等級設定がなされていることを確認した。
- (ウ) 平成 29 年度のゴルフ場利用税調査先からサンプルとして抽出したゴルフ場について、ゴルフ場利用税調査書・現地調査チェック表を閲覧した。

イ. 監査結果

【意見】 改善指導がなされた際のフォローアップ体制について、再調査ないし翌年度調査対象として再選定する等、ルールを見直されることが望まれる。

調査先に対して文書による調査結果は通知していないが、制度の誤認や過去に指摘したミスを繰り返した場合は、文書により改善するよう指導している。しかしながら、改善指導に対して文書による回答を入手する場合はあるが、再実地調査については明確な定めがなされていない。

9. 自動車取得税

(1) 自動車取得税の概要

ア. 意義、課税対象、納税義務者、非課税制度

(ア) 意義

50万円を超える自動車の取得に対して税を課するもの

(イ) 課税対象

自動車取得税の課税対象車両は、三輪以上の軽自動車、小型自動車、普通自動車（大型特殊自動車を除く。）

(ウ) 納税義務者

- ① 県内に主たる定置場所がある自動車の取得に対し、その取得者に課す。
- ② 所有権留保付き売買の場合は、買主（＝使用者）を取得者とみなす。
- ③ ②において買主の変更があったときは、新たな買主を取得者とみなす。
- ④ ①の「自動車の取得」には、次のものを含まない。
 - A. 自動車製造業者の製造による取得
 - B. 自動車販売業者（以下「販売業者」という。）の販売のための取得
 - C. 道路以外の場所のみにおいて用いられる自動車その他運行の用に供されない自動車
- ⑤ ④において取得者が運行の用に供した場合は、これを自動車の取得とみなす。
- ⑥ 国外で取得した自動車を国内に持ち込んで運行の用に供する場合は、これを取得とみなす。

(エ) 非課税制度

- ① 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の事務組合（一部事務組合等）、財産区、地方開発事業団、合併特例区、非課税地方独立行政法人（但し、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業及びこれらの業務に付帯する業務の用に供するための取得を除く。）、公立大学法人の取得、地方公営企業のうち水道事業又は工業用水道事業の用に供する自動車の取得
- ② 相続（被相続人から相続人に対してされた遺贈を含む。）に基づく取得
- ③ 法人の合併又は政令に定める分割に基づく取得
- ④ 法人が新たに法人を設立するために現物出資を行う場合における自動車の取得
- ⑤ 会社更生法又は更正特例法の規定による更生計画に定められた場合における新会社等の自動車の取得

- ⑥ 信託財産であって法で定めるケース
- ⑦ 保険契約に基づく保険会社による自動車の取得
- ⑧ 譲渡担保財産に係る債権の消滅により譲渡担保権者（債権者）から譲渡担保財産の設定者（債務者）に移転する場合（設定の日から6か月以内）
- ⑨ 所有権留保車において所有権が買主（＝使用者）に移転したとき
- ⑩ 生活路線を運行する一般乗合用バス

(オ) 税額

自動車取得税の税率は3%である(但し、営業用の自動車及び軽自動車の税率は2%)。

イ. 税額計算のあらまし、減免制度

(ア) 税額計算のあらまし

課税標準額は自動車の取得価額とし、取得価額が50万円を超える自動車の取得に対して課税する。通常は取得価額をもって課税標準額とするが、無償での自動車の取得や交換契約による自動車の取得等の自動車の取得価額が通常取引価額と異なる場合は、通常取引価額を取得価額とみなす。

従来は目的税として地方の道路整備の財源であったが、平成21年法改正により一般財源化され普通税となった。平成31年10月に消費税率10%への増税のタイミングで廃止され、環境性能割に変更される予定となっている。

(イ) 減免制度

- 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動車の取得
- 身体障害者等減免に該当する場合
- 構造減免に該当する場合
- NPO法人減免
- 被災自動車に係る減免

(ウ) 課税対象外等

- 大型特殊自動車（課税対象外）
- 自動車の返還があった場合（取得の日から1か月以内：納付義務の免除）
- 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車を取得し、一定の条件を満たした場合（納税義務の免除）

ウ. 調定額の推移

自動車取得税の調定額等の推移は下記のとおりである。

自動車取得税については自動車の登録時に納税義務が生ずることから滞納は生じていない。

(表 2-9-1 : 自動車取得税調定額等の推移)

(単位：百万円、%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	1,337	560	955	998	1,348
収入済額	1,337	560	955	998	1,348
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	0	0	0	0	0
収納率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

エ. 事務執行体制

自動車取得税の担当は、県税事務所総務・課税部自動車税課の証紙徴収担当（鬼無庁舎）の 9 名であり、自動車税と併せて担当し、自動車取得税及び自動車税の申告受付・審査、身体障害者等減免の申請受付等を行っている。

(2) 事務手続の概要

ア. 自動車取得税の調定の主な概要

自動車取得税の徴収は申告納付の方法によらなければならない。納税義務者は申告書により課税標準額及び税額を申告するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

申告納付の期限は、新規登録・自動車を国内に持ち込んで運行の用に供する場合は新規登録時に、移転登録(名義変更)・登録変更をすべき自動車の取得時は移転登録・変更登録時に、その他の場合は当該自動車の取得の日から 15 日を経過する日となっている。

自動車取得税を収納する場合には、申告書もしくは修正申告書の当該取得税額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させて収納している。但し、軽自動車については香川県軽自動車協会が申告書を受け付けている。

イ. 自動車取得税の調定手続

- (ア) 自動車二税申告書の受付
- (イ) 自動車二税申告書の審査
- (ウ) OCR での読み込み
- (エ) 自動車取得税の証紙徴収

ウ. 自動車取得税(身体障害者等減免・構造減免)の調定手続

- (ア) 身体障害者等減免、構造減免の受付
身体障害者等減免の上限超過分徴収
- (イ) 身体障害者等減免、構造減免の審査
- (ウ) 身体障害者等減免、構造減免決定通知

エ. 自動車取得税(その他の減免)の調定手続

- (ア) 商品中古車軽減申請・生活路線バス減免申請の受付
- (イ) 商品中古車軽減申請・生活路線バス減免申請の審査
- (ウ) 商品中古車軽減・生活路線バス決定通知発送

(3) 監査手続と監査結果

ア. 監査手続

- (ア) 自動車取得税課税対象者(身体障害者等減免申請者除く。)から抽出したサンプルの納税額について再計算を実施した。
- (イ) エコカー減税及び中古車特例については自動車取得税検索システムより非課税・軽減税率に該当しているかを確認した。
- (ウ) 課税標準額については、自動車取得税検索システムにより算出された車種ごとの取得価額を下回っていないことを確認した。
- (エ) 身体障害者等減免申請者について減免書類(減免申請書・免許証・身体障害者等の手帳・車検証・生計同一証明願・常時介護証明願)が提出されていることを確認した。
- (オ) 身体障害者等減免申請者について減免額の規定に基づき、上限超過分が適正に計算されているか再計算を実施した。

イ. 監査結果

【意見】付加物については、ディーラー側で記載された金額を正として県側では金額の確認を基本的に行っていない。付加物については車体同様課税標準を構成することから、付加物課税標準基準額を設けている付加物については金額の妥当性を確認するための仕組みを整備することが望ましい。

付加物については下記の様に定められている。

- ① エアコン、ラジオ、CD ステレオ、HDD ナビ、メモリーナビ、ETC、バックモニター、ドライブレコーダー等、自動車の取付用品といわれているもの
- ② 特種自動車に装備される特別な機械又は装置のうち人又は物を運送するために用いられるもの

香川県においては、日本自動車販売協会連合会(自販連)香川県支部との協議により、ステレオ、ナビ、ETC、バックモニター、ドライブレコーダー等について基準額を設けている。この付加物課税標準基準額より低い額である場合は、契約書等により確認する。

質問の結果、付加物については、ディーラー側で記載された金額を正なものとして基本チェックしていない。付加物課税標準基準額を設けている付加物については金額の妥当性を確認するための統制を整備することが望ましい。

10. 軽油引取税

(1) 軽油引取税の概要

ア. 意義、課税対象、納税義務者、課税免除

(ア) 意義

軽油引取税は、バス・トラック等の燃料油である軽油の引取りに対して課される普通税である。特別徴収義務者である元売業者又は特約業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して、その数量を課税標準として、当該軽油の納入所在地の都道府県において、その引取りを行う者に課する地方税（都道府県税）である。平成20年度末までは、道路特定財源としての目的税であった。

(イ) 課税対象（課税客体）

軽油引取税は、次の行為等に対して課される。

① 引取課税

特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。）

② 混和軽油課税

特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、又は軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油（総じて、混和軽油）を販売した場合の当該販売

③ 燃料炭化水素油課税

元売業者、特約業者又は石油製品販売業者が、燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の当該販売

④ 保有者課税

自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）した場合の当該消費

⑤ 所有者課税

特別徴収義務者が、その特別徴収の義務が消滅した時（指定の取消や死亡等）に軽油を所有している場合の当該軽油の所有（引渡しの後、現実の納入が行われていない軽油も含まれる。）

⑥ みなす課税

下記、AからEまでの消費、譲渡又は輸入が行われる場合は、当該軽油の消費、譲渡又は輸入を軽油の引取りとみなし、当該各行為を課税客体とし、その数量を課税標準として、軽油引取税が課される。

A. 自己消費

特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

B. 免税軽油の譲渡

免税軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

C. 免税軽油の用途外使用

免税軽油の引取りを行った者が免税用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

D. 軽油の製造

特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

E. 軽油の輸入

特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

(ウ) 納税義務者

上記(イ)の各課税対象(課税客体)につき、以下の者が納税義務者となる。

① 引取課税

特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者。特別徴収の方法により徴収、申告納入するため、軽油の引き渡しを行う特約業者又は元売業者が特別徴収義務者として納入義務者になる。

② 混和軽油課税

混和軽油を販売した特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者

③ 燃料炭化水素油課税

燃料炭化水素油を自動車の燃料として販売した元売業者、特約業者又は石油製品販売業者

④ 保有者課税

炭化水素油を自動車の燃料として使用した自動車の保有者

⑤ 所有者課税

特別徴収義務者であった者で、その特別徴収の義務が消滅した者

⑥ みなす課税

A. 自己消費

軽油を自ら消費した特約業者又は元売業者

B. 免税軽油の譲渡

免税軽油を譲渡した免税軽油使用者

C. 免税軽油の用途外使用

免税軽油を免税用途以外の用途に自ら消費した免税軽油使用者

D. 軽油の製造

軽油の製造をして当該製造に係る軽油の消費又は譲渡をした者

E. 軽油の輸入

特約業者及び元売業者以外の者で軽油の輸入をする者

(エ) 課税免除

軽油引取税は、その使用目的にかかわらず軽油の消費等を対象として課税している。

しかし、政策的配慮の観点から課税免除することが適当と認められる特定の用途については、課税されないこととなっている。課税免除を受けようとする者は、あらかじめ申請により免税軽油使用証の交付を受ける等の手続が必要である。課税免除措置については、一部の用途を除き、3年間の時限措置とされており、平成33年3月31日までに行われる下記の用途に供する軽油の引取りについては、所定の要件を満たし、必要な手続を行った場合には、免税証により軽油引取税の課税免除となる。

- ・ 船舶
- ・ 自衛隊
- ・ 鉄道事業又は軌道事業
- ・ 農業又は林業
- ・ セメント製品製造業
- ・ 生コンクリート製造業
- ・ 電気供給業
- ・ 鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業
- ・ とび・土工工事業
- ・ 鉱さいバラス製造業
- ・ 港湾運送業
- ・ 倉庫業
- ・ 鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業
- ・ 航空運送サービス業
- ・ 廃棄物処理事業
- ・ 木材加工業
- ・ 木材市場業
- ・ 堆肥製造業
- ・ 索道事業

イ. 税額計算のあらまし、税率

(ア) 税額計算のあらまし

軽油引取税（税額）＝引取数量×税率

(イ) 税率

1 リットルにつき 32 円 10 銭

ウ. 申告納税制度

軽油引取税の徴収方法としては、特別徴収、申告納付、普通徴収がある。課税客体別の徴収方法は次のとおりである。

(ア) 特別徴収

都道府県が、元売業者、特約業者、その他徴収の便宜を有する者を条例によって特別徴収義務者として指定し、当該特別徴収義務者が軽油を販売する際に、現実の納入を伴う軽油の引取りを行った者である石油製品の販売業者（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。）等から軽油代金に含めて軽油引取税を徴収（特別徴収）し、その税額を軽油の納入地の都道府県に納税するものである。

引取課税の場合、当該方法を採用し、軽油引取税の99%が当該方法で徴収される。

(イ) 申告納付

納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納付することである。

混和軽油課税、燃料炭化水素油課税、保有者課税、所有者課税、みなす課税のうち普通徴収によるもの以外について、当該方法を採用する。

(ウ) 普通徴収

偽りその他不正の行為によって免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行った者、若しくは免税証の他人への譲り渡し又は譲り受けの禁止に反して免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った者に対して、当該引取数量を課税標準量として課税する場合、当該徴収方法を採用する。

徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって徴収するものである。

エ. 調定額等の推移

軽油引取税の調定額等の推移は以下のとおりである。

(表 2-10-1 : 軽油引取税調定額等の推移)

(単位 : 百万円、%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	9,419	9,399	9,490	9,467	9,651
収入済額	9,398	9,378	9,466	9,437	9,628
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	20	20	24	30	22
収納率	99.8	99.8	99.7	99.7	99.8

(表 2-10-2 : 課税対象とならない軽油 (免税軽油使用者数等、数量) の推移)

(単位 : 件、kℓ)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
免税軽油 使用者数等	4,699	4,831	4,532	4,526	4,531
数量	33,917	34,751	40,798	46,468	48,135

オ. 事務執行体制

軽油引取税の担当は、県税事務所総務・課税部軽油引取税課の申告指導担当の3名、免税担当の5名及び調査担当の3名である。

(2) 事務手続の概要

ア. 申告指導業務

特別徴収義務者への申告指導を行っている。

(ア) 申告書の受付、精査、調定

軽油の流通経路・納入数量等を正確に把握し、適正な申告を確保することを目的とした業務である。

- ① 特別徴収義務者が提出した申告書及び数量報告書の検算等を行い、記載漏れ又は記入誤り等について、申告者に修正等を指示する。
- ② 同一事業者の申告書及び報告書間の整合性を確認する。
- ③ 調定を行うため、申告書を税務オンラインシステムに入力し、調定資料を作成する。

(イ) 特別徴収義務者帳簿調査

県内特約業者 (一部県外特約業者含む。) を対象に行う定期調査

(ウ) 納入地誤り調査

- (エ) 特別徴収義務者交付金の交付（年 2 回）
軽油引取税に係る特別徴収事務に関し、通常必要とされる事務経費を超える経費の一部を交付金として交付
- (オ) 申告書のプレプリント発送
- (カ) 特約業者の指定・取消、特別徴収義務者等の登録・変更・消除
- (キ) 徴収不能による還付処理

イ. 免税業務

- (ア) 免税軽油使用者証・免税証交付事務（受付、審査、発券、発送）
- (イ) 新規・復活現地調査（免税軽油使用者）
- (ウ) 業種を特定した免税調査
（年度ごとのテーマによる調査）
- (エ) 市町集団受付（農業）
- (オ) 課税（用途外使用、免税証の譲渡等）

ウ. 調査業務

- (ア) 路上抜取調査
- (イ) 需要家抜取調査
- (ウ) 県内特約（販売）業者抜取
- (エ) 公共工事現場抜取
- (オ) BDF 製造・使用者抜取
- (カ) 特別徴収義務者経営分析調査（申告指導担当と共同実施）
- (キ) 大口定期免税調査（免税担当と共同実施）
- (ク) 要監視事業者監視
- (ケ) 不正軽油 110 番対応・不正軽油流入監視
- (コ) 課税（不正軽油等）

(3) 監査手続と監査結果

ア. 監査手続

- (ア) 軽油引取税の課税事務手続に関する業務内容について質問を実施した。
- (イ) 免税軽油使用者に対する免税証交付手続が、適切な申請をもって行われていることを確認するために、任意の件数について「免税軽油使用者名簿」と「免税証交付申請書」又は「免税証交換申請書」を照合した。
- (ウ) 免税軽油使用者に対する免税証交付・回収状況を確認するために、任意の件数について「免税証交付・回収状況照会」を閲覧した。
- (エ) 大口免税調査について、調査対象者が網羅的に選ばれていることを確認するために、「免税証使用実績表」を閲覧した。
- (オ) テーマ別免税調査について、選択された調査対象テーマの中で、対象者が漏れなく使用実績上位から選ばれ、調査されていることを確認するた

め、「免税証使用実績表」及び「平成 29 年度免税調査等の一覧表」を閲覧した。

イ. 監査結果

【意見】 大口免税調査対象先の中から、現在除外している漁船、漁船以外の船舶、鉄道、官公庁も含めて調査することが必要である。

大口免税調査対象先は、原則として、年間免税軽油使用量が 12 キロリットル以上の免税軽油使用者の中から、前回調査以降 5 年以上経過する免税軽油使用者の中の課税歴のある免税軽油使用者、業種別で免税軽油使用量の最も多い使用者がリストアップされている。

現在、業種は漁船、漁船以外の船舶、鉄道、官公庁は除かれ、調査対象先をリストアップされている。除外している理由として、用途外使用が生じにくい、小規模である等、費用対効果を鑑みれば妥当なものとも考えられるが、これらの業種において免税軽油の不正使用が発生するリスクも無いとは言えない。

免税軽油使用者の実態を把握し、免税軽油の不正使用等の防止を行う観点からは、現在除外している業種も大口免税調査対象に含め、毎年とは言わずとも数年に 1 度は調査されることが望まれる。

11. 自動車税

(1) 自動車税の概要

ア. 意義、課税客体、納税義務者、非課税制度、課税免除制度

(ア) 意義

自動車税は、自動車に対して、その自動車の主たる定置場が所在する都道府県においてその所有者に課する税である。自動車税は、自動車の所有という事実に担税力を見出して課税するいわゆる財産税である。

(イ) 課税客体

課税客体は、道路運送車両法の適用を受ける自動車である。但し、二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車は除かれる。

(ウ) 納税義務者

納税義務者は、自動車の「所有者」であり、主たる定置場の所在する都道府県が課税する。但し、割賦販売等により売主の販売会社が代金の完済を担保するために所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされ、「使用者」である買主に課税される。リース車の場合、リース会社が所有者となるが、これは売買代金を担保する目的ではないので、所有権留保車にあらず、原則どおり所有者（リース会社）が納税義務者となる。

(エ) 非課税制度

次に該当する場合は、自動車税を課さない。

- ・官公庁（国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の事務組合（一部事務組合等）、財産区、合併特例区、非課税地方独立行政法人）
- ・日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので条例に定めるもの（救急自動車、巡回診療車、患者輸送車、血液運搬車、救護資材運搬車、その他これらに類する自動車）

(オ) 課税免除制度

次に該当する場合は、課税を免除する。

- ・商品であって使用しない自動車
いわゆる展示車であり、これに該当するかどうかは登録の有無による。登録がなされるものは、使用されるものとして課税対象となる。
- ・消防専用自動車、撒水専用自動車、救急専用自動車
車体の形状が、「消防車」、「撒水車」、「救急車」に限る。
- ・公益団体が巡回検診のために使用するレントゲン車、ガン検診車等
- ・社会福祉施設等が利用者の送迎等に使用する自動車
- ・幼稚園又は幼保連携型認定こども園が園児の送迎に使用する自動車等

イ. 税額計算のあらまし、減免制度、課税保留

(ア) 税額計算のあらまし

自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量等に応じて税率が定められている。税率は以下のとおりである。

但し、自動車税について、環境対策の観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じて税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を加重（重課）する特例措置（いわゆる自動車税のグリーン化）を平成 14 年度から実施している。なお、特例措置の内容については、随時要件が改正され、期間も延長されている。平成 29 年度税制改正においては平成 30 年度及び平成 31 年度の自動車税に関して、軽課については、基準の切り替えと重点化を行い、重課については継続している。

(表 2-11-1 : 自動車税の税率表)

車 種 別			自家用	営業用	車種別			自家用	営業用					
乗 用 車	総排気量	1.0ℓ以下	29,500	7,500	バ ス	乗車定員	30人以下	12,000	12,000					
		1.0ℓ超 1.5ℓ以下	34,500	8,500			30人超 40人以下	14,500	14,500					
		1.5ℓ超 2.0ℓ以下	39,500	9,500			40人超 50人以下	17,500	17,500					
		2.0ℓ超 2.5ℓ以下	45,000	13,800			50人超 60人以下	20,000	20,000					
		2.5ℓ超 3.0ℓ以下	51,000	15,700			60人超 70人以下	22,500	22,500					
		3.0ℓ超 3.5ℓ以下	58,000	17,900			70人超 80人以下	25,500	25,500					
		3.5ℓ超 4.0ℓ以下	66,500	20,500			80人超	29,000	29,000					
		4.0ℓ超 4.5ℓ以下	76,500	23,600			そ の 他	乗車定員	30人以下	33,000	26,500			
		4.5ℓ超 6.0ℓ以下	88,000	27,200					30人超 40人以下	41,000	32,000			
	6.0ℓ超	111,000	40,700	40人超 50人以下	49,000	38,000								
ロータリーエンジン	0.49ℓ×2	34,500	8,500	50人超 60人以下	57,000	44,000								
	0.5ℓ, 0.654, 0.655×2	39,500	9,500	60人超 70人以下	66,500	50,500								
	0.65×3	51,000	15,700	70人超 80人以下	74,000	57,000								
電気		29,500	7,500	80人超	83,000	64,000								
貨 物 車	ト ラ ク ク	最大積載量	1t以下	8,000	6,500	三輪の小型自動車			6,000	4,500				
			1t超 2t以下	11,500	9,000	ト ラ ク ク			車両重量	5t以下	8,000	6,500		
			2t超 3t以下	16,000	12,000		5t超 7t以下	11,500		9,000				
			3t超 4t以下	20,500	15,000		7t超 9t以下	16,000		12,000				
			4t超 5t以下	25,500	18,500		9t超 11t以下	20,500		15,000				
			5t超 6t以下	30,000	22,000		11t超	25,500		18,500				
			6t超 7t以下	35,000	25,500		貨 客 兼 用 車	車両重量		5t以下	総排気量	1.0ℓ以下	13,200	10,200
			7t超 8t以下	40,500	29,500							1.0ℓ超 1.5ℓ以下	14,300	11,200
			8t超 9t以下	46,800	34,200							1.5ℓ超	16,000	12,800
			9t超 10t以下	53,100	38,900					電気			13,200	10,200
			10t超 11t以下	59,400	43,600					5t超7t以下	総排気量	1.5ℓ超	19,500	15,300
			11t超 12t以下	65,700	48,300							7t超9t以下	1.5ℓ超	24,000
			12t超 13t以下	72,000	53,000					9t超11t以下	総排気量	1.5ℓ超	28,500	21,300
			13t超 14t以下	78,300	57,700							11t超	1.5ℓ超	33,500
			14t超 15t以下	84,600	62,400					キ ャ ン ピ ン グ 車	総排気量	1.0ℓ以下	23,600	23,600
			15t超 16t以下	90,900	67,100							1.0ℓ超 1.5ℓ以下	27,600	27,600
	16t超(1tまで毎の加算額)	6,300	4,700	1.5ℓ超 2.0ℓ以下	31,600							31,600		
	けん引車	小型	10,200	7,500	2.0ℓ超 2.5ℓ以下	36,000			36,000					
		普通	20,600	15,100	2.5ℓ超 3.0ℓ以下	40,800			40,800					
	被 けん 引 車	最大積載量	小型	5,300	3,900	3.0ℓ超 3.5ℓ以下			46,400			46,400		
			8t以下	10,200	7,500	3.5ℓ超 4.0ℓ以下			53,200			53,200		
			8t超 9t以下	15,300	11,300	4.0ℓ超 4.5ℓ以下			61,200			61,200		
			9t超 10t以下	20,400	15,100	4.5ℓ超 6.0ℓ以下	70,400	70,400						
			10t超 11t以下	25,500	18,900	6.0ℓ超	88,800	88,800						
			11t超 12t以下	30,600	22,700	貨 客 兼 用 車	最大積載量	1t以下	総排気量			1.0ℓ以下	13,200	10,200
			12t超 13t以下	35,700	26,500							1.0ℓ超 1.5ℓ以下	14,300	11,200
			13t超 14t以下	40,800	30,300							1.5ℓ超	16,000	12,800
			14t超 15t以下	45,900	34,100							電気		
			15t超 16t以下	51,000	37,900			1t超	総排気量			1.0ℓ以下	16,700	12,700
			16t超(1tまで毎の加算額)	5,100	3,800							1.0ℓ超 1.5ℓ以下	17,800	13,700
下			総排気量	1.0ℓ以下	16,700			12,700	2t以下	総排気量	1.0ℓ以下	17,800	13,700	
				1.0ℓ超 1.5ℓ以下	17,800			13,700			1.5ℓ超	19,500	15,300	

(注) 特種用途車(トラックに準ずるもの(けん引車、被けん引車を除く))で最大積載量が1t以下のもの又は最大積載量の定めがないものを除く。)の年税額は、主たる構造区分により得た額

(表 2-11-2：自動車税のグリーン化について)

1 環境負荷の小さい自動車 (税率が軽減される自動車(軽課))

(1) 平成 28 年度に新車新規登録された以下の自動車は、平成 29 年度に限り税率が軽減される。

対象車			特例措置
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池車 ・天然ガス自動車のうち一定基準を満たすもの ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 			標準税率より 概ね 75%軽減
右の排出ガス性能と 燃費性能の両方を満 たすガソリン車	排出ガス性能	燃費性能	
	平成 17 年自動車排出ガス基準 値より 75%以上 排出ガス性能の 良い自動車「★ ★★★」	平成 32 年度燃費基準+10%達 成車 平成 27 年度燃費基準+20%達 成車	

(2) 平成 29 年度及び平成 30 年度に新車新規登録された以下の自動車は、新車新規登録の翌年度に限り税率が軽減される。

対象車			特例措置
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池車 ・天然ガス自動車のうち一定基準を満たすもの ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 			標準税率より 概ね 75%軽減
右の排出ガス性能と 燃費性能の両方を満 たすガソリン車	排出ガス性能	燃費性能	
	平成 17 年自動車排出ガス基準 値より 75%以上 排出ガス性能の 良い自動車「★ ★★★」又は平成 30 年排出ガス 基準 50%低減 達成車	平成 32 年度燃費基準+30%達 成車 平成 32 年度燃費基準+10%達 成車	

2 環境負荷の大きい自動車（税率が加重される自動車（重課））

新車新規登録から一定年数（ガソリン車・LPG車は13年、ディーゼル車は11年）を経過した自動車は、税率が加重される。

但し、電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は対象外である。

区分	新車新規登録の時期	税率の加重開始年度	特例措置
ディーゼル車	平成18年3月31日まで	平成29年度	標準税率より 概ね15%加重 (注)
	平成19年3月31日まで	平成30年度	
	平成20年3月31日まで	平成31年度	
ガソリン車 LPG車	平成16年3月31日まで	平成29年度	標準税率より 概ね15%加重 (注)
	平成17年3月31日まで	平成30年度	
	平成18年3月31日まで	平成31年度	

(注) バス（一般乗合用を除く。）及びトラック（被けん引車を除く。）については、平成29年度以降も、税率を「標準税率より概ね10%加重」に据え置き

(イ) 減免制度

次に掲げる場合で知事が必要と認めるときには、税が減免される。

- ・災害により被害を受け相当の修繕を要する場合
- ・身体障害者が所有し、自ら運転する場合
- ・身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者が所有する自動車を、身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者のために生計を一にする者が運転する場合（身体障害者で年齢が満18歳未満の者又は精神障害者若しくは知的障害者の場合は、生計を一にする者の所有でも可）
- ・身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者が所有する自動車を、身体障害者等世帯の身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者のためにこれらの人を常時介護する者が運転する場合（身体障害者で年齢が満18歳未満の者又は精神障害者若しくは知的障害者の場合は、生計を一にする者の所有でも可）
- ・構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車であって、身体障害者等の利用に供されている自動車を所有する場合
- ・生活路線を運行する一般乗合用バスを所有する場合
- ・中古自動車販売業者が商品として自動車を所有し、かつ、展示している場合

<申請書の提出期限及び提出先>

登録時の課税について減免を受けるには、減免を受ける自動車の登録の際、税申告と同時に減免申請を県税事務所に提出する必要がある。

定期課税の減免を受ける場合には、納期限の5日前までに、県税事務所に提出する必要がある。但し、身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者に係る減免の申請については、継続して減免を受ける場合、以下の特例がある。

- ① 本人運転の場合、既に前年度に自動車取得税又は自動車税の減免を受けている者については、減免要件に変更がない限り、翌年度以降も減免申請があったものとみなして、継続的に減免処理を行うため、申請書類等の提出は不要とする。
- ② 家族等運転の場合、既に前年度に自動車取得税又は自動車税の減免を受けている者については、減免申請書（継続用）のみ提出し、通常必要とされる添付書類は不要とする。

(ウ) 課税保留

自動車税の課税は、実務上、運輸支局の自動車登録ファイルに基づき行っており、自動車登録ファイルに所有者又は使用者として登録されている者に対して課税している。しかし、自動車税は、自動車の真正の所有者に対して課される税であって、自動車登録ファイルの名義に対して課される税ではない。自動車登録ファイルの名義に基づいて課税しているのは、登録された者を自動車の所有者・使用者として推定しているものであって、みなして課税しているものではない。

このため、自動車登録ファイルに自動車や名義人が登録されていても、自動車が実際に滅失解体等の状況にあることが明らかになった場合には、当該自動車登録ファイルにより推定して課税することはできない。また、自動車登録ファイルに基づき、既に課税処分を行っていても、課税の時点で既に自動車が滅失解体等されている場合や、年度の途中において自動車が滅失解体等されたことが明らかになった場合、自動車登録ファイルの登録がそのままになっていても、当該課税処分は取消事由又は減額事由を有することになる。

このように自動車登録ファイルに登録されているにもかかわらず、滅失、解体等により自動車としての機能を失っているもの、自動車の所在が不明であるもの等について、当該自動車の課税を取り消し、又は保留することを課税保留という。

課税保留には、納税者からの申立による課税保留（①自動車の滅失、解体又は用途廃止、②詐欺、盗難等により納税義務者が現に自動車を保有しておらず、かつ自動車の所在が不明、③犯罪の証拠物件として自動車を官

公署に押収されたこと、④納税義務者の死亡等により所在が不明であり、かつ相続人である納税義務者の認定が困難であるもの、⑤①～④に準ずる場合)と職権による特別課税保留(2月末日現在において車検有効期限を税務課長が定める一定期間以上経過している自動車)がある。

これらについては、いずれも文書により決議される。

ウ. 賦課徴収制度

(ア) 定期課税

自動車税の納税義務は、既に自動車を所有している者は賦課期日(4月1日午前零時)に年税額で発生する。県は賦課期日における納税義務者である所有者に対して、上記税率等に基づき計算された税額を賦課する。

(イ) 申告と還付

賦課期日後に自動車を新規に取得した者については、自動車を取得した時点で納税義務が発生する。実務上は、運輸支局へ登録する際に、自動車税の申告書を提出し、自動車を取得した月の翌月から月割計算した金額を証紙により納付する。

賦課期日後に、自動車の滅失解体等による抹消等により納税義務が消滅すれば、税額は年税額をその消滅した月まで月割計算した金額となるため、翌月以降の月割額が減額され、年税額の納付があった場合には還付される。

但し、賦課期日後に、売買、譲渡等により自動車の所有者に変更があった場合には当該年度の末日に所有権の移転があったものとみなして、旧所有者が年税額を納付する義務を負い、新所有者は翌年度から課税されることになる。旧所有者と新所有者とが、年税額をどのように負担するかは、当事者間で解決すべき事項となる。

エ. 調定額の推移

自動車税の調定額の推移は下記のとおりであり、平成 29 年度は前年度比で微増となったものの、グリーン化への対応や登録台数の減少等により、調定額は平成 25 年度に比べ約 3%減少している。但し、平成 29 年度でも県税収入全体においては、県民税、事業税、地方消費税に次ぐ調定額となっている。

(表 2-11-3 : 自動車税の推移)

(単位 : 百万円、%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	13,640	13,424	13,298	13,205	13,230
収入済額	13,354	13,166	13,068	12,991	13,049
不納欠損額	28	22	15	18	15
収入未済額	256	234	213	196	164
収納率	97.9	98.1	98.3	98.4	98.6

オ. 事務執行組織体制

自動車税の担当は、県税事務所総務・課税部自動車税課の課税担当(松島庁舎)の 6 名及び証紙徴収担当(鬼無庁舎)の 9 名である。なお、定期課税による納税通知書の発送、定期減免の受付時期である 4 月から 5 月については、繁忙期のため他税目の課員の支援体制を構築し対応している。

(2) 事務手続の概要

ア. 課税対象の特定

(ア) 課税客体の具体的認定は、賦課期日現在における運輸支局の自動車登録ファイルの登録の有無によって判断する。このため、県は、賦課期日における運輸支局の自動車登録ファイルデータを地方公共団体情報システム機構から入手し、課税客体を特定している。

(イ) 納税義務者である自動車の所有者についても、運輸支局の自動車登録ファイルに基づき、特定している。

なお、納税義務者である所有者とは、真正の所有権者のことであるが、自動車の真正の所有権者を 1 台ごとに認定して課税することは実際上不可能であるため、実務の運用においては、納税義務者である自動車の所有者の認定を運輸支局の自動車登録ファイルに名義人として登録されている者を、自動車の所有者として推定して課税している。このため、登録されている者と真正の所有者とが異なることが明らかなきは、登録により認定せず、当該真正の所有権者をもって納税義務者とする。

イ. 自動車税の調定手続

(ア) 定期課税

賦課期日における運輸支局の自動車登録ファイルに登録されている自動車について、自動車取得時の申告書により確定、登録されている自動車の種類、総排気量、最大積載量、乗車定員等に係るデータに基づき税務オンラインシステムにより、税額を計算している。平成 14 年度から実施している自動車税のグリーン化についても、各年度の見直しを税務オンラインシステム上で税額に反映させている。

下記の減免申請のうち、承認された者について、税務オンラインシステム上に減免申請を反映させる。

(イ) 減免に係る事務処理

減免申請書の提出があったときは、その申請書の記載内容を確認し、必要な書類の提示を求め、申請書の記載事項と照合確認の上、申請書の確認者欄に確認者が押印して受理する。その後、申請内容について調査、確認の上、減免の承認、不承認又は取消しの決議及び通知を行う。

(ウ) 納税通知書の発送

賦課期日現在における自動車の所有者、すなわち運輸支局の自動車登録ファイルに登録されている自動車について、当該所有者又は使用者として登録された者に対して、毎年 5 月初旬に、納税通知書を送付する。納税通知書は、賦課期日現在で作成されているが、賦課期日後、発送までの間の課税客体及び納税者に係る状況の異動（死亡等）並びに納付の事実等を反映させるため、抜き取りを行う。

(エ) 返戻及び再発送

住所不明等により返戻される納税通知書について再調査し、判明分については再送する。但し、上記調査の上でも判明しなかった納税者については、公示送達を行う。

(オ) 賦課期日以後の課税

新規登録の場合、運輸支局での自動車登録時に、翌月からの月割額を証紙により徴収している。なお、自動車二税に係る情報を税務オンラインシステムに登録する際には、運輸支局から自動車登録ファイルデータを入手し、税務オンラインシステム登録情報と突合してアンマッチリストを作成し、住所、氏名等のエラーの修正を行っている。

(カ) 税務オンラインシステムの登録情報の更新

地方公共団体情報システム機構から毎年 12 月末の自動車登録ファイルデータを入手し、税務オンラインシステム登録情報と突合してアンマッチリストを作成し、登録漏れや抹消漏れの確認を行っている。

(3) 監査手続と監査結果

- (ア) 自動車税の課税事務手続に関する内容について質問を実施した。
- (イ) 自動車税のグリーン化については、システム的に対応しているため、平成29年9月の地方公共団体情報システム機構からの事務連絡「自動車登録・検査情報システムにおける特定改造自動車に対する軽課判定の変更」に基づくシステム対応について質問を実施し、関連書類を閲覧した。また、定期課税のうち通常課税先を母集団として抽出したサンプルについて、税率、自動車税のグリーン化に基づく課税額の再計算を実施した。
- (ウ) 身体障害者等に係る定期減免承認先を母集団として抽出したサンプルについて、税率、自動車税のグリーン化に基づく課税額と減免申請手続の準拠性、減免額の再計算を実施した。
- (エ) その他の減免先(生活路線一般乗合用バス及び中古車販売業者に対する減免)については、減免申請手続の準拠性について質問を実施し、関連資料を閲覧した。また、構造減免先に対する現地調査の実施状況について質問を実施し、関連資料を閲覧した。
- (オ) 新規の課税保留先のうち、特別課税保留先について、課税保留手続の準拠性について質問を実施し、関連資料を閲覧した。
- (カ) 納税通知書発送業務について、運輸支局の賦課期日現在の自動車登録ファイルの登録件数と納税通知書の整合性を確認した。
発送作業における抜き取り作業について、質問を実施し、関連資料を閲覧した。
抜き取り後の要発送件数について、郵便局の受取証等の関連資料を閲覧した。
- (キ) 納税通知書返戻後の調査、再発送手続について、再発送もしくは公示送達が実施されていることを確認するため、質問を実施し、関連資料を閲覧した。
- (ク) 税務オンラインシステムにおける登録情報の更新時の管理状況について質問を実施した。

12. 収納・滞納整理事務

(1) 債権管理に関する全般的事項

ア. 香川県での債権管理強化の取組～税外未収金の債権管理について

(ア) 香川県においては、県税以外の未収金についても、全庁的に公平かつ統一的な債権管理を行っていくための体制と事務処理ルールを明確にするため、平成 20 年に「税外未収金管理業務指針」を設けている。

当該指針においては、税務課が別途定める「税外未収金の管理・回収の進め方」に基づき債権所管課が回収することを前提としつつ、未収金回収のノウハウを有している税務課が、総括的に管理することを定めている。具体的には、債権回収対策会議の定期的な開催、「税外未収金の管理・回収の進め方」の策定、実務研修の実施、未収金全般の管理（全体管理、所管課による数値目標の設定・管理、助言・指導）、一定金額以上の未収金の個別管理、協同管理債権の管理を行う旨、記載されている。

なお、上記の管理体制の構築と同時に、債権管理の入口と出口の基準を明確化するため、以下の指針を設けている。

- ① 税外未収金の回収実務の向上を図るため、滞納発生 of 未然防止、債権保全の確実性の向上、債権の適正な回収等を図るための方策や事務処理ルールを明確にするため、平成 21 年に「滞納防止に係る指針」を設けている。
- ② 当時の税外債権に係る欠損処理が進んでいなかった現状を踏まえ、効率的な債権管理・負担の公平性の観点から、税外債権の欠損処理の基準を明確にし、欠損処理の適正化に取り組むため、平成 21 年に「債権放棄等に係る指針」を設けている。

(イ) 平成 29 年度の活動実績

上記指針に基づき、平成 29 年度では以下の活動を実施している。

<債権所管課への対応>

- ① 「債権回収対策会議」の開催（6 月 28 日、10 月 18 日）
 - ・債権所管課（所）と滞納防止及び滞納整理の進め方について再確認し、県全体の未収金管理の底上げを図っている。
 - ・延滞金の徴収等について条例及び施行規則の適正な運用について確認している。
- ② 税外未収金徴収担当者研修会の開催
 - ・債権所管課の担当職員及び税外未収金担当の市町職員を対象に「税外未収金徴収担当者研修会」（初級編 2 回、強制執行・滞納処分編 1 回：全 3 回）を開催している。
- ③ 「債権放棄等に係る指針」の適切な運用
 - ・平成 30 年 2 月議会で、全庁的に「債権放棄等に係る指針」に合致する債権については積極的に債権放棄の議決を求め、一層の債権管理の適正化に取り組んでいる。

<税外未収金の協同管理による整理回収>

- ・奨学金を中心に、県営住宅家賃滞納金、児童保護措置費負担金等一定の基準・条件に該当する未収金については、所管課と税務課との協同管理へ移行させ、回収に取り組んでいる。

イ. 香川県での債権管理強化の取組～香川滞納整理推進機構

- (ア) 香川県においては、平成 19 年度の所得税から住民税への税源移譲を控え、滞納額が多い個人住民税の滞納圧縮を図る必要があった中、地方税徴収の最前線である各市町においては、財政規模から専任の徴税吏員を配置できない、納税者との距離が近いためしがらみ等により適時適切な滞納処分が困難である、複雑になる税制や悪質な滞納者への対応のノウハウの重要度が増している等の理由から、単独での滞納管理が困難であることが多く、複数の市町にまたがった滞納整理組織の必要性があった。

香川県においては、任意組織としては全国初となる県下全ての自治体で構成する「香川滞納整理推進機構」を平成 17 年 8 月に設立している。具体的には、県の税務職員が県内全ての市町と滞納整理組合（以下、「市町等」という。）の併任職員となり、市町等の担当者と一緒に、滞納整理を進めていくというものである。

目的と業務内容

香川滞納整理推進機構では、①個人住民税の滞納整理及びそれに伴うその他の市町税の滞納額の縮減、②滞納整理に対する参加自治体の意識及び技術の一層の向上を目的として、以下の業務に取り組んでいる。

- ・滞納整理に向けた財産調査
- ・納税交渉
- ・滞納処分（差押、搜索、公売等）

また、直接的な滞納整理業務以外にも以下の業務を実施している。

- ・市町等からの相談業務
- ・滞納整理の講習会や研修会の開催
- ・合同公売等、県と市町等との共同事業の調整
- ・事例研究等によるノウハウの蓄積、整理

(イ) 平成 29 年度の活動実績

- ① 滞納整理強化期間（平成 29 年 9 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）の設定

ポスターの作成・掲示

県下一斉（県、市町、一部事務組合）に、差押や給与照会等を実施

	県	市町等	計
差押件数	490	2,179	2,669
給与照会件数	1,379	1,604	2,983
捜索件数	12	61	73

② 研修会の開催

徴収事務担当者研修（初任者研修、基礎研修、特別研修、捜索研修、専門研修）を12回開催し、延べ県職員135名、市町等179名が参加している。

実務体験研修（市町職員が県税事務所で滞納整理実務を研修）を開催し、短期コース（3週間）に8名、長期（3か月）コースに1名が参加している。

(ウ) 上記取組による回収実績

平成25年度から平成29年度までに香川滞納整理推進機構の活動により回収された個人住民税等の徴収実績は以下のとおりである。

(表 2-12-1：機構での徴収実績（徴収済額）（平成25年度～平成29年度）)

(単位：百万円)

税目	個人住民税		計	その他 市町民税	合計
	個人県民税	個人 市町民税			
平成25年度	101	154	255	109	364
平成26年度	110	167	277	110	387
平成27年度	121	184	305	123	429
平成28年度	97	147	244	72	316
平成29年度	72	110	183	49	232
合計	502	763	1,266	464	1,730

※ 徴収済額は、地方税法第48条に基づく徴収済額及び業務引継予告による自主納付分を含む。

ウ. 税務課、県税事務所での債権管理強化の取組

(ア) 納税手段の拡充

納税者の利便性を向上させるため、香川県では納税手段の多様化を図っている。従来の金融機関での納付の他、自動車税ではコンビニエンスストアでの納付、インターネットを利用したクレジットカードやモバイルバンキングによる納付に対応しており、納期内納付率の向上につながっている。

(イ) 個人住民税の特別徴収の徹底

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、従業員（納税義務者）に代わり、毎月、従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、納入する制度である。地方税法及び各自治体の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、所得税と同様、個人住民税を特別徴収する義務がある。香川県及び県内市町においても、税負担の公平性や税収確保の観点、また、法令遵守の徹底を図るため、平成 31 年度から原則全ての事業主に従業員の個人住民税を特別徴収し、納入してもらうべく、段階的にその運用を拡大している。（当面の間、総従業員数が 2 名以下等の条件に該当すれば、例外的に普通徴収が認められている。）

なお、個人住民税は当年度に前年の税額計算を自治体を実施するため、所得税と異なり、納税者又は徴収義務者側での税金計算や年末調整は不要となる。

特別徴収による市町への納入は原則年 12 回の納付であるが、一定の条件を満たし市町長へ申請し、承認を受けることにより、納期は年 2 回となる。

特別徴収は、給与から差し引いて納税するため、納付漏れを防ぐことができる等、滞納を未然に防ぐ効果があり、表 2-12-3 のとおり、普通徴収の場合に比べて収入未済額は低下させることができる。

(表 2-12-2 : 特別徴収制度の年度ごとの運用拡大内容)

	特別徴収推進対象事業所 (市町から報告があった事業所について 訪問・文書等による働きかけ)			特別徴収実施対象事業所 (5月に課税通知を送付)	特別徴収実施 事業所数
	従業員数(※1)	事業所数	人数		(対前年比)
H20	30人以上	245	15,300		7,390 (+1,576)
H21	25人以上	197	9,700	従業員数30人以上	8,077 (+687)
H22	20人以上	253	8,800	従業員数25人以上	8,227 (+150)
H23	15人以上	178	7,800	従業員数20人以上	8,796 (+569)
H24	10人以上(※2)	176	5,400	従業員数15人以上	9,128 (+332)
H25	10人以上 (高松市)	118	2,100	従業員数10人以上(※2)	9,124 (△4)
H26	10人以上	108	2,500	従業員数10人以上	9,298 (+174)
H27	5人以上	545	約7,740	従業員数10人以上	9,660 (+362)
H28	5人以上	1,839	約26,300	従業員数5人以上	10,133 (+473)
H29	特徴未実施 事業所すべて	22,066		従業員数5人以上	10,789 (+656)

(表 2-12-3 : 個人住民税の徴収額及び徴収率の推移)

(単位：百万円)

区分	平成24年度決算時			平成25年度決算時			平成26年度決算時		
	調定額	徴収額	徴収率	調定額	徴収額	徴収率	調定額	徴収額	徴収率
普通徴収分	21,935	20,703	94.4%	19,249	18,154	94.3%	19,701	18,610	94.5%
特別徴収分(給与)	53,607	53,522	99.8%	53,480	53,415	99.9%	53,810	53,767	99.9%
特別徴収分(年金)	3,509	3,509	100.0%	3,586	3,587	100.0%	3,638	3,638	100.0%
計	79,051	77,735	98.3%	76,316	75,157	98.5%	77,150	76,017	98.5%
区分	平成27年度決算時			平成28年度決算時			平成29年度決算時		
	調定額	徴収額	徴収率	調定額	徴収額	徴収率	調定額	徴収額	徴収率
普通徴収分	18,880	17,889	94.8%	18,773	17,822	94.9%	18,053	17,155	95.0%
特別徴収分(給与)	55,680	55,645	99.9%	57,342	57,310	99.9%	58,913	58,881	99.9%
特別徴収分(年金)	3,415	3,416	100.0%	3,449	3,450	100.0%	3,600	3,601	100.0%
計	77,976	76,950	98.7%	79,565	78,583	98.8%	80,566	79,639	98.8%

(ウ) 滞納整理の早期処理の徹底

滞納整理課においては、自動車税以外の税目のうち、一定額以上の納税者について、納期限後直ちに接触、納付を促し、一定額未満についても、督促状発付前後から督促状の納期までに接触を開始している。納付意思のない者や修正・更正・決定等の不定期課税等に係る一定額以上の滞納事案に関しては、納税交渉と財産調査を並行して進めている。自動車税についても、従来、8月に1回目、11月に2回目の催告書を送付したが、2回目を10月に発送するとともに、それまでに財産調査に取り掛っている。滞納繰越

分に加えて現年度にも滞納がある場合は、7月下旬から差押を行っており、特に9月から12月中に積極的な差押を実行している。また、特別整理対策課においても初動期における早期処理を徹底する等、従来に比べて、前倒しで行うことで、接触・調査・検討時間を十分に確保し、収入未済額の縮減を図っている。

(エ) その他

収納率が向上している他の自治体を研究し、参考となる施策を取り入れることにより、収納率の向上を図っている。例えば、催告書については、1回目は黄色封筒（イエローカード）、2回目は赤色封筒（レッドカード）に色分けして発送することで滞納者の自主納付意識を向上する等の工夫を図っている。

また、滞納者からの申請による換価猶予により、短期間での分納を認める等、制度の活用により、滞納者の自主的な納付を促している。

ウ. 事務執行体制

県税の収納の担当は、県税事務所総務・課税部総務課の管理担当の10名である。県税の滞納整理の担当は、県税事務所納税部特別整理対策課の企画・機動整理班の6名、個人住民税対策班の7名及び滞納整理課の23名である。

(2) 事務手続の概要

ア. 収納事務

県税の収納は、指定金融機関に集約され、指定金融機関は、送付された領収済通知書から「収納データ」を作成し、毎日一定時刻に税務サーバーに送信する。県では受信した収納データを、税務オンラインシステムの課税・調定データと突合し、入金消込処理を行う。入金消込処理に際しては、調定ごとの個別消込が重要となる。県では、収納データの消込キー（徴収番号、年度、税目、期別等）により、該当する納税者の課税・調定ごとに、個別消込を行っている。また、税務課において、指定金融機関が作成する収納金の月報と、税務オンラインシステムから出力する税務月報を、毎月突合、一致させている。なお、総務課で過誤納金等を県税の未収金へ充当する場合は、徴収マニュアル第2編第4章第2節第3款第1充当の順序等に基づき個別消込を行っている。その上で過誤納金がある場合には、還付処理等を行い、還付加算金の計算を行っている。

イ. 滞納整理事務

(ア) 滞納整理の流れ

納付期限までの自主納付がなされるように、口座振替制度の勧奨、コンビニエンスストアでの納付等、納税者の利便性の向上を図っている。

不可避免的に発生する滞納債権については、県税事務所において総務・課税部の総務課管理担当、納税部等により、回収管理を行っている。

事務的には、納期限経過後の県税について、翌月には督促状を送付し、回収を図っている。

また、督促でも納付されない小口で件数の多い自動車税については、色分けをした催告書により納付を促し、件数を絞り込んだ上で、財産調査、滞納処分の検討を行っている。自動車税以外の滞納債権については、催告書の送付を待たず、財産調査、滞納処分の検討を行っている（差押実行前には自主的な納付を推進するため、差押予告通知書を送付している。）。

(イ) 滞納処分等に係る事務～滞納債権管理強化の取組

平成 29 年度の収入未済額の整理状況は表 2-12-4 のとおりである。また、平成 29 年度収入未済額の調定年度別内訳に対して、平成 30 年 8 月 14 日現在の収入未済額の調定年度別内訳は表 2-12-5 のとおりである。平成 24 年以前の調定で 34 百万円が残っている。長期未収金となっている主な内容は、農地の一括贈与に伴う徴収猶予、悪質な滞納者に対する継続的な案件、過去の分割納付が継続している案件である。

全般的事項でも述べたとおり、香川県では全庁を挙げて債権管理強化の取組みを行っている。

納税部においては、平成29年度県税事務所運営方針で、①徴収率の向上、②徴収未済額の圧縮、③滞納件数の圧縮を図るため、部として重点項目を設けるとともに、滞納整理課、特別整理対策課へ具体的な数値目標としてブレークダウンし、目標を達成するための方策を定めて、取り組んでいる。

滞納額の多寡による対応部署の明確化と連携、財産調査の前倒し等初動期の対応の早期化、集中期間における厳正な対応等を主眼とした、納税部の重点項目及び各課の具体的な方策は以下のとおりである。

<納税部>

重点項目

① 早期処理の徹底と自主納付意識の浸透

A. 早期処理の徹底

一定額以上の納税者については、納期限後直ちに接触、納付を促す。一定額未満についても、督促状発付前後から督促状の納期までに接触を開始する。

納付意思のない者や修正・更正・決定等の不定期課税等に係る一定額以上の滞納事案に関しては、納税交渉と財産調査を並行して進める。

B. 自主納付意識の浸透

② 進行管理の徹底

A. 滞納者情報が蓄積された滞納者管理システムの活用

B. 質問の実施と定期的な確認

- ③ 納税者の再生支援
- ④ 徴収職員の育成
 - A. 研修の充実
 - B. 相互支援体制の構築（チューター制度）
 - C. 説明責任の明確化
- ⑤ 個人情報管理の徹底
- ⑥ 行政対象暴力への対応

<滞納整理課>

目標達成のための方策

- ① 自動車税以外の滞納に対する方策
 - A. 早期処理の徹底等
 - B. 分納管理の徹底
 - C. 集中取組期間の設定
 - D. 執行停止の活用と執行停止を伴わない時効欠損の縮減
 - E. 差押後、当分の間、公売されていない物件の処理
 - F. 班長会及び担当者会の開催

② 自動車税

自動車税は小口で件数が多いため、督促状でも納付しない納税者に対して催告書を送付して件数を絞り込んでいるが、29年度は催告書の送付、財産調査の着手について早期化している。なお、当初の計画は下記のとおり、レッドカード（赤色封筒の催告書）の送付は11月を予定していたが、実際は10月上旬に実施している。

7月下旬 滞納繰越分に加えて現年度も滞納があり、差押財産が発見できている滞納者については、現年度の督促状発布後10日を経過すれば直ちに現年度・滞納繰越を合わせて差押を行う。

8月上旬 イエローカードの送付

9～10月 レッドカードの送付に間に合うよう財産調査の早期着手、早期完了

11月上旬 レッドカードの送付

9月から12月を滞納整理強化期間として、積極的に差押を行う。

<特別整理対策課>

目標達成のための方策

- ① 企画・機動整理班
 - A. 初動期の取組
 - 早期処理の徹底

- 分納管理
 - 倒産案件への迅速な対応
- B. 高額滞納者の根絶
 - 市町・国との連携
 - 搜索・差押・公売の効率的効果的な推進
 - 執行停止集中取組期間の設定と実行
- ② 個人住民税対策班
 - A. 香川滞納整理推進機構を活用した取組
 - 市町等に個人住民税徴収実態等を質問し、併任職員及び市町等職員のマンパワーを考慮した上で、市町等の実情に即した滞納整理の実施
 - B. 直接徴収による徴収環境の未整備な市町の支援
 - C. 特別徴収の運用拡大に伴う取組
 - 特別徴収の運用拡大により予想される特別徴収義務者の滞納発生への早期取組
 - D. 滞納整理強化期間の設定
 - 県下一斉の滞納整理強化期間（9月から12月）の設定により市町等を含め滞納処分を強力に推進する。
 - E. 市町等の徴収担当職員も対象とした研修の実施

(表 2-12-4 : 平成 29 年度収入未済額の整理状況)

(単位 : 件、百万円、%)

区 分	件 数	税 額	左 の 構 成 比
財産差押	438	28	1.9
換価猶予	153	6	0.5
滞納処分の停止	293	19	1.3
徴収猶予	137	44	3.0
徴収嘱託			
交付要求	72	4	0.3
分納誓約			
その他	4,921	245	16.5
小計	6,014	349	23.5
個人県民税		1,134	76.5
合計	6,014	1,484	100.0

(表 2-12-5 : 調定年度別収入未済額 平成 30 年 8 月 14 日現在)

(単位 : 百万円)

	平成 30 年 8 月 14 日 現在	平成 29 年度 調定年度別内訳
平成 9 年度以前	0	
平成 10 年度～平成 14 年度	6	
平成 15 年度～平成 19 年度	3	
平成 20 年度～平成 24 年度	23	
平成 24 年度以前小計	34	54
平成 25 年度	11	19
平成 26 年度	36	33
平成 27 年度	23	27
平成 28 年度	56	64
平成 29 年度	98	149
合計	260	349

個人県民税を除く。

平成 29 年度調定年度別内訳は、税務統計資料より引用している。

(ウ) 不納欠損処理

滞納整理の取組みにおいては、徴収強化（滞納処分）のみならず、回収不能債権に対する一定の判断（徴収猶予又は滞納処分の停止）や不納欠損処理も重要な位置づけである。

平成 29 年度までの過去 5 年間の不納欠損処理額の推移は以下のとおりである。

不納欠損処理額の合計は過去 5 年で遞減している。執行停止によるものは 30 百万円前後で推移しているが、時効による不納欠損額（特に個人住民税に係る時効による処理額）が減少したことによる影響である。

時効により消滅する債権について、短絡的に回収等のフォローがなされず放置されていたことにはならないものの、当該内容による不納欠損処理額の減少は、滞納債権について財産調査回収判断等のフォローが充実した結果であり、従来と比べて、管理体制が改善され、債権管理のカバー率が向上しているものとして一定の評価はされると考える。

(表 2-12-6 : 不納欠損処理内容別推移)

(単位 : 百万円)

	執行停止 (法第 15 条の 7 及び第 4 項第 5 項)		時効 (法第 18 条)		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 25 年度	1,715	45	9,591	146	11,306	191
平成 26 年度	2,081	33	9,140	141	11,221	174
平成 27 年度	1,381	26	6,936	117	8,317	144
平成 28 年度	1,506	38	5,959	103	7,465	141
平成 29 年度	1,642	34	5,422	83	7,064	117

(エ) 延滞金及び加算金の徴収

延滞金及び加算金については、税務オンラインシステムにより算出される。延滞金について、免除及び減免する場合は、地方税法等の法令に基づき決議の上、承認される。

(3) 監査手続と監査結果

ア. 監査手続

- (ア) 総務課管理担当が所管している督促状の発送業務について質問を実施し、督促状ファイル等、関連資料を閲覧した。
- (イ) 納税部が実施している催告書の発送業務について質問を実施し、関連資料を閲覧した。
- (ウ) 平成 30 年 8 月 14 日時点の高額の滞納繰越額について内容の質問を実施し、滞納者管理システム、交渉記録等、関連資料を閲覧した。
- (エ) 滞納債権の管理状況について計画的、網羅的、法令主義に基づき検討、実行されていることを確認するため、年間計画、財産調査の状況について質問を実施し、交渉記録、滞納処分資料等、関連資料を閲覧した。
- (オ) 不納欠損処理事務について、法令条例に基づく手続及び承認がなされていること及びその金額が税務オンラインシステム上の収入未済残高明細と一致していることを確認するため、関連資料を閲覧した。
- (カ) 延滞金・加算金について、計算方法及び減免手続等について質問を実施した。
- (キ) 香川県決算における収入未済額と税務オンラインシステムの収入未済額残高について両者を突合した。

イ. 監査結果

- (ア) **【指摘】**納税者への書類送付時に複数人による確認がなされていない例があったので、ヒューマンエラーによる誤送付を防止するための仕組みを構築する必要がある。

平成 30 年 10 月に換価の猶予取消通知書 2 件を送付する際に、入れ違えて発送する事案、平成 30 年 11 月に差押調書 1 件につき住所を誤って転記したため、第三者に送付する事案が発生している。これらは、入れ違い、転記誤りというヒューマンエラーに加えて、発送時にチェックを依頼しないで発送するというヒューマンエラーが重なった事案である。不可避免的に発生するヒューマンエラーを防止するためには、担当者以外のチェック後でないと発送できない仕組みや、業務の上流においてヒューマンエラーを発生させないようワンライティングやワンアクションで処理が終わる仕組みを構築する必要がある。

- (イ) **【意見】**徴収マニュアルについて、他に追加作成されたマニュアルとの連携を図り、実務に合わなくなった箇所を修正する等の見直しが望まれる。

香川県においては過年度において体系的な徴収マニュアルを作成している。IT 環境の変化、法令等の改正に伴い、マニュアルを追加作成しているが、体系的なマニュアルに反映されておらず、実務と乖離した記載が残っている。平成 31 年度には新しい税務基幹システムの稼働を予定しているところであり、あらためて、徴収事務に係るマニュアルの在り方の検討を含め、一定の事務水準の確保のためにも、体系的なマニュアルについて見直すことが望ましい。なお、収納事務、滞納整理事務に係る知見については別途、データベースとして蓄積して活用している。

- (ウ) **【意見】**税務部門として、一層の効率的で効果的な業務の遂行のためには、組織としてノウハウの蓄積と、各職員の高度で専門的な知識と経験が必要となる。そのため、各職員において、税務に関する知識と経験が効率的に蓄積・継承され、効果的な業務遂行がなされるよう、組織として長期的視野に立った計画的な人材育成が望まれる。

表 2-1-5 及び表 2-1-6 のとおり、現状、税務部門全体では、税務事務経験年数が比較的浅い 3 年未満の職員が全体の 53% を占めている。県税事務所では税務事務経験平均年数は 3.8 年であり、税務事務経験年数が 3 年未満の職員が 58% (軽油引取税課で 63%、納税部で 61%) を占めている。

税務に係る事務処理は、複雑で高度な専門性を必要とするため、各職員の税務に関する知識と経験が、業務の効率性のみならず、効果に与える影響が小さくない。

香川滞納整理推進機構、税務部門内部或いは自治大学校等外部の研修により、各人能力のスキルアップ機会は準備されており、また、チューター制度を設けて経験値の共有を図る等、納税部門では職員の育成に積極的に取り組んでいるが、高度で専門的な知識や経験の習得には一定の時間を要する。

税務部門の人材の育成の観点からも長期的な視野に立った計画的な人材育成が望ましい。

13. 税システムと情報セキュリティの確保について

(1) 香川県税務オンラインシステム（以下、「税系基幹システム」という。）の概要

ア. 税系基幹システムの内容

香川県は、県税事務における円滑な納税者サービスの維持及び県税事務業務の効率化とデータ管理の確実な維持を実現するべく、税系基幹システムを有している。当該税系基幹システム内には、各種県税の賦課業務及びそれらの収納業務、滞納管理業務及び宛名管理業務に関する機能を有したサブシステムが存在し、各サブシステムとデータ連携することで、各種税目のデータ一体運用を図っている。

平成5年から部分的（自動車税、自動車取得税、法人県民税・事業税・個人事業税及び管理・収納）に稼働、平成7年から全面稼働しており、共通情報である納税者情報をそれぞれのサブシステムで共有し、トータルとして税務オンラインシステムとして稼働している。

なお、現行の税系基幹システムは、全面稼働から20年以上が経過しており、システムの老朽化、税制改正等のプログラム改修を繰り返してきたことによる複雑化、今後求められる情報セキュリティ対策への更なる高度化を鑑みても限界に達してきている状況にある。

税系基幹システムは、県の歳入を支える基幹となるシステムであり、高い信頼性、継続性、安全性を満たしている必要がある。また、近年の高度化するIT環境下における納税者目線での利便性向上も併せて図っていく必要がある。

そこで、香川県では現在、税系基幹システムに求められる要求に対応するべく、平成31年10月稼働を目指した次期税系基幹システムの開発、構築を進めているところである。

イ. 税系基幹システムの管理対象税目等

- ・管理業務
- ・収納業務
- ・個人事業税
- ・自動車二税（自動車取得税、自動車税）
- ・法人三税（法人県民税、法人事業税、地方法人特別税）
- ・県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割
- ・不動産取得税
- ・軽油引取税
- ・ゴルフ場利用税
- ・県たばこ税
- ・狩猟税
- ・（納税者共通情報）

※旧法税として

- ・狩猟者登録税
- ・入猟税
- ・特別地方消費税
- ・料理飲食等消費税
- ・娯楽施設利用税

(上記の他に、個人県民税、鉾区税の日次収納情報等を有し、それらを税務統計等の統計資料の作成等に活用している。)

ウ. 情報セキュリティポリシーの概要

県の各情報システムが取り扱う情報には、県民の個人情報のみならず行政運営上の重要な情報等、部外への漏えい、改ざん等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。また、昨今の IT の進展により、電子自治体の構築が進み、情報システムやネットワークへの依存度が急速に拡大している。そのため、情報資産を様々な脅威から防御することは、県民の財産、プライバシー等を守るためにも、また、県政の安定的かつ継続的な運営のためにも必要不可欠である。ひいては、このことが香川県に対する県民からの信頼の維持向上に寄与するものである。

そこで、香川県では、県が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的にとりまとめた香川県情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を定めている。

情報セキュリティポリシーは、県が所掌する情報資産に関する業務に携わる職員、非常勤職員及び臨時職員並びに外部委託事業者に浸透させ、普及させ、及び定着させるものであり、安定的な規範であることが要請される。しかしながら一方では、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化へ柔軟に対応することも必要である。

このようなことから、情報セキュリティポリシーを一定の普遍性を備えた部分（基本方針）と情報資産を取り巻く状況の変化に依存する部分（対策基準）に分けて策定することとしている。具体的には、情報セキュリティポリシーを、①情報セキュリティ基本方針及び②情報セキュリティ対策基準の2階層に分け、それぞれを策定することとする。また、情報セキュリティポリシーに基づき、情報システム毎の情報セキュリティ対策の具体的な手順・手続等が記載された情報セキュリティ実施手順を、別途、策定することとしている。

(表 2-13-1：香川県情報セキュリティに関する方針の構成)

文書名		内容
情報セキュリティポリシー	香川県情報セキュリティ基本方針	情報セキュリティ対策に関する一定の普遍性を備えた基本的な方針
	香川県情報セキュリティ対策基準	情報資産を取り巻く状況の変化に依存する事項に関する対策の基準
情報セキュリティ実施手順		情報セキュリティポリシーに基づき、情報システム毎の情報セキュリティ対策の具体的な手順・手続等が記載された情報セキュリティ実施手順

エ. 事務執行体制

税務課税務システムグループが税系基幹システムサーバ、業務システムサーバ、周辺システムサーバ、プリンタ等の機器の管理、税系基幹システム・税務業務システム・周辺システムの運用及び次期税務システムの開発を担当しており、平成 29 年度においては総勢 7 名中 3 名が主に現行税系基幹システム等の運用に、3 名が次期税系基幹システム等の開発に、課長補佐 1 名が両業務に従事している。

(2) 事務手続の概要

ア. システム変更等の管理

各税目の担当等において、日々の業務の中で税系基幹システムに関する障害報告、システム修正や機能の追加等の要望、データ抽出依頼、システムの仕様等に関する質問があった場合には、その内容を記載した「仕様変更障害票」「強制修正票」「作業依頼票」「QA 票」を都度作成し、税務システムグループへ提出する。

税務システムグループは、「仕様変更障害票」「強制修正票」「作業依頼票」「QA 票」に基づき、障害の状況把握及びシステム運用委託業者（以下、運用委託業者）への対応依頼、仕様変更の内容検討、データ抽出等の適否検討、及び運用委託業者へのデータ抽出作業指示質問内容の妥当性の検討への仕様確認依頼及び担当等への回答を行う。

また、「仕様変更障害票」に基づくシステムの変更・機能の追加要望に関しては担当部署等への質問を実施し、業務への必要性の度合や費用対効果等を勘案して、有用性・緊急性の高い案件を選定する。

有用性・緊急性が高いと判断したシステム変更等の要望のうち、運用予算の範囲で実施可能なものについては、税務システムグループの決裁により、規模の大きな案件については、運用予算とは別に予算（当初、補正）を確保する。その後、運用委託業者とシステム改修業務の委託契約締結を行い、システム改修を行う。

システム改修に当たっては、その改修の本体システムへの反映前に、運用委託業者

がテスト環境でテストを実施し、その結果報告を受け、利用部門による検証を行う。検証の結果、問題がないことを確認した後に、税務システムグループが実装日時を決めた上、運用委託業者に税系基幹システムへの実装（プログラム変更処理）を委託している。

イ. アクセス権限の管理

税務職員には、担当税目の情報入力及び変更（以下、「更新」という。）、閲覧権限に加え、他の税目の収納課税状況等の一部の情報についても閲覧が可能な権限が設定されている。これは、実務上、納税者からの問い合わせや調定事務において担当税目以外の課税・納税状況を確認する必要があることや、現行の税系基幹システムの仕様上、個別ユーザーに対して各税目の特定の項目についてのみ権限を設定することができないためである。

税務職員の異動があった際には、段階をおって以下の手順によって権限の登録・変更・廃止を行う。

① 税務端末（PC）のアクセス権限の登録・変更・廃止

情報政策課に対して「ユーザー登録（変更・廃止）依頼書」を提出し、情報政策課において端末に対するアクセス権限の登録・変更・廃止を行う。

② 税系基幹システムへのログインに関するアクセス権限の登録・変更・廃止

「税務オンラインシステム端末操作者指名（変更・取消）報告書」等に基づき、税務システムグループにおいて税系基幹システムへのログインに関するアクセス権限の登録・変更・廃止を行う。

③ 税系基幹システム内の情報の更新・閲覧権限の登録・変更・廃止

税務システムグループにおいて「作業依頼票（件名：税務オンラインシステムの担当者の登録・変更・廃止）」を作成し、運用委託業者へ登録・変更・廃止の作業を依頼する。運用委託業者には当該依頼に基づいた税系基幹システム内の情報の更新・閲覧権限の設定の作業を委託している。

アクセス権限の棚卸については、税務システムグループ担当者が、運用委託業者に対して4月1日現在の基幹システム内の情報の更新・閲覧権限ユーザー一覧の出力を依頼して入手する。当該ユーザー一覧と、税務システムグループが管理している税務オンラインシステム使用者台帳と照合し、合致していることを確認している。

税系基幹システムは、セキュリティ対策上、外部ネットワークとは切り離して運用しており、当該システムを操作するためには、システムにアクセスできるPCへのログオンのために静脈認証及びパスワード、システムにアクセスするためにPCログオンとは別のユーザーIDとパスワード、アクセスした当該システムを操作するために別のパスワードを要する等、複数階層のID・パスワードを要求することとしている。また、外部からの不正アクセスの検知や、許可された外部記録媒体のみ使用可能とするためのセキュリティソフトウェアを導入、運用している。

ウ. バックアップデータの管理

毎日、磁気テープにデータのバックアップを取り、耐火保管庫に保管している。バックアップ作業は税系基幹システムのオペレーション業務を委託している外部委託業者がバックアップテープのセットとバックアッププログラムの動作開始のオペレーション（ボタン押下レベル）を行っており、バックアップ状況に不具合が生じた場合には、エラーメッセージが運用委託業者及び税務システムグループに自動通知されることとなっている。また、当該バックアップ中については、税系基幹システムの運用業務を委託している運用委託業者に作業監視も委託している。

エ. 外部委託管理

税系基幹システムの運用や機器の保守に関しては外部業者へ委託しており、その委託内容については、契約書等を取り交わすことにより明確化している。

なお、税系基幹システムの運用、機器の保守に関する主な委託契約の内容は次のとおりである。

(表 2-13-2：税系基幹システム運用、機器の保守に関する主な委託契約内容)

契約名	業務内容
税務オンラインシステム運用業務委託契約 (外部委託業者A=システムベンダー)	<ul style="list-style-type: none">・運用事前準備作業 (スケジュール作成等・オペレーション指示書作成等)・システム環境保全作業・障害対応作業・仕様変更対応作業・業務支援作業・プロジェクト管理
税務オンラインシステムオペレーション業務委託契約 (外部委託業者B)	<ul style="list-style-type: none">・バッチジョブの実行及び監視等・税系基幹サーバー及び周辺装置の管理及び稼働状況監視等・税務基幹サーバー及び周辺装置の起動及び停止作業・オペレーションマニュアル、SCF (System Control Facility) 及びその他関連資料等の管理・修正 等

税務オンラインシステムデータエントリ 業務委託契約 (外部委託業者B)	<ul style="list-style-type: none"> ・入力帳票等を委託者の指定するレイアウトに沿ってデータ化し、委託者の指定する外部記録媒体にて納品
税務用電子計算システム機器等一式 賃貸借及び保守に関する契約 (外部委託業者C)	<p>【機器等一式の設置及びセットアップ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器の搬入その他 ・システムのセットアップ及び移行 <p>【保守】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期予防保守 ・障害発生時の修理又は部品交換 等

また、いずれの契約にも、外部委託業者に対して、秘密保持及び個人情報の保護について下記の「個人情報取扱特記事項」の遵守を求めている（なお、「税務用電子計算システム機器等一式賃貸借及び保守に関する契約」については契約書本文に損害賠償条項が記載されている。）。

(表 2-13-3 : 個人情報取扱特記事項)

項目	内容
基本的事項	受託者は、この契約による業務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。
秘密の保持	受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
適正管理	受託者は、この契約による業務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
再委託の禁止	<p>受託者は、この契約による業務の全部又は一部について第三者に再委託をしてはならない。但し、受託者が、委託しようとする受託者の名称、業務の範囲、理由、その他甲が必要とする事項を書面をもって委託者に申請し、委託者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。</p> <p>この場合において、受託者は、この契約により受託者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、受託者は、受託者と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記すること。</p>

項目	内容
収集の制限	受託者は、この契約による業務の処理のために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
従事者の監督	受託者は、この契約による業務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）を明確化した上で、従事者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。 また、受託者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
複写又は複製の禁止	受託者は、委託者が承認した場合を除き、この契約による業務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を委託者の承認なしに複写し、又は複製してはならない。 また、業務の処理を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んではならない。
作業場所の指定等	受託者は、この契約による業務の処理について、原則として、委託者の庁舎内において委託者の開庁時間内に行うものとする。この場合において、受託者は、その従事者に対して常にその身分を証明する書類を携帯させなければならない。 なお、受託者は、委託者の庁舎外で業務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施その他の安全確保の措置についてあらかじめ委託者に届け出て、委託者の承認を得た場合は、当該作業場所において業務を処理することができる。
資料等の運搬	受託者は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。
目的外利用及び提供の禁止	受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による業務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
実地調査等	委託者は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、受託者に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

項目	内容
資料等の返還	受託者は、この契約による事務の処理のために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとし、委託者の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。
事故発生時における報告	受託者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。
損害賠償	受託者は、その責に帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により委託者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

運用委託業者の行った委託結果は、月次にて業務報告会を実施し、税務システムグループ及び運用委託業者が出席し、業務の遂行状況等について報告を受けている。

(3) 監査手続と監査結果

ア. 監査手続

税系基幹システムの特徴や事務手続の概要を勘案し、税務システムグループの質問を中心に IT に関する全般的な観点から監査手続を行った。

イ. 監査結果

(ア) **【意見】**香川県情報セキュリティポリシーで求められている情報セキュリティ実施手順について、税務システムにおいて体系的にまとめられたものが策定されていないため、当該手順を策定するべきである。

情報セキュリティポリシー第 2 章 10 には、「情報セキュリティ実施手順の策定」として、「情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を、別途、策定するものとする。」旨が規定されている。

しかしながら、特定個人情報保護評価書や各担当の業務マニュアル等では、具体的な情報セキュリティ手順の記載は見受けられるが、現状、体系的にまとめられた実施手順は策定されていない。

情報セキュリティポリシーは、情報セキュリティ対策の最上位に位置するものであり、規範の安定性にも配慮して策定されているものである。また、情報セキュリティ実施手順は変化の速い技術面への対応を図ることを意図したものであり、システム利用者に対する情報セキュリティの具体的な手順となるものである。

したがって、担当の業務マニュアルのみならず、税務システム全体にわたり実施すべき情報セキュリティの実施手順を体系的にまとめた規程等の策定が必要である。

なお、平成 31 年 10 月稼働予定の次期税系基幹システムにおいて、システム方式の変更に伴い、情報セキュリティの実施手順も大幅に変更されるので、次期税務システムの稼働に合わせ体系的な手順の策定が必要である。

(イ) **【指摘】**広範な権限が付与されている外部委託業者に対して、外部委託業者独自のログ監視及びログファイルの事後確認精査はなされているが、税務課によるアクセスログの調査等は実施されていない。業務委託契約に即した業務が遂行されていることや不要なデータベースへアクセスしていないこと等について、税務課によるアクセスログの監視が望ましいが、リアルタイムで行うログ監視は困難が伴うと思われるので、ログファイルの事後確認精査を実施するべきである。

税系基幹システムの運用業務を委託している外部委託業者の権限は、業務遂行の必要性から各税目データベースの閲覧、プログラム変更やアクセス権の設定等が可能であり、税系基幹システム内における広範な権限を有している。

香川県と外部委託業者との間には、業務委託契約を締結し業務範囲の明確化を図っており、また、個人情報等に関する情報資産の取扱いについても制限しているものの、実際にそれらを遵守して業務遂行していることを香川県として確認することも重要である。

従って、外部委託業者ユーザーのアクセスログファイルを閲覧し、不必要なデータベースへのアクセスがないことを確認する等、外部委託業者の業務遂行状況について定期的なモニタリングを実施することが望まれる。

(ウ) 【意見】現状、税務職員のうち徴税吏員（県税の賦課徴収に関して知事から委任を受けている職員）全員が税系基幹システムの全税目の一部の情報を閲覧できるようになっているが、担当者によっては閲覧が不要な税目も存在する。現行の税系基幹システム上の限界はあるが、できる限り、業務の内容の範囲内のアクセス権の設定とすべきである。

税務部署においては、業務の必要性及びシステムの仕様上から、徴税吏員全員が全税目の閲覧をできるようになっているが、これらの閲覧権限の考え方は当初から変更されていない。県下で一事務所になっている等、状況も変わっているので、担当者によっては、他の税目の閲覧が不要と考えられるものや、閲覧頻度が非常に少ない税目も存在している。

そのため、まずは各徴税吏員の担当業務における他の税目の閲覧の必要性や頻度等についての業務棚卸を実施することが必要である。その上で、業務の内容の範囲内での適切なアクセス権限の設定とすることが必要である。

なお、次期税系基幹システムにおいては、業務単位毎等でアクセス権を現行システムよりも細かく設定できるようシステム構築が進められているが、次期システムのアクセス権の範囲の設定は、現行システムのアクセス権限の棚卸を基にして検討を行うことが望ましい。

(エ) 【意見】外部委託業者による業務が県庁外の場所で実施される場合の定期的な立入検査が一部実施されていない。外部委託業者の業務遂行や業務環境が委託業務契約に即して実施されているか否かを確認するためにも、定期的な立入検査が必要である。

外部委託している業務として、税系基幹システムの運用・保守や、データエントリ、バックアップ等があるが、そのうち、データの入力業務や特定の納税通知書の作成は物理的に県庁外の外部委託業者の敷地で業務が実施されている。

現状は、特定の納税通知書の作成業務を実施している外部委託業者に対しては、毎年1回立入調査を実施しているものの、データエントリ業務を実施している外部委託業者には立入検査を実施していない。

外部委託が県庁外にて業務を実施している場合、業者の管理レベルによっては、情報漏えいのリスク等が知らぬ間に高まってしまっている可能性もある。

外部委託の業務が、契約書の内容に基づき適切に遂行されているか否かについて確認することは委託者の義務であるため、定期的な立入検査を実施することが必要である。

なお、現状の立入検査の報告書も、予め定められたチェック項目等は設定されておらず、検査者の判断により内容を決定している状況にあるため、税務課でチェックリストを作成する等して、立入検査の目的の明確化や検査レベルの均質化を図ることも必要である。

(オ)

【意見】 税務システムグループにおいて、毎年1回、担当者によりアクセス権限の棚卸が実施されており、棚卸結果については、上席者が随時確認している。しかしながら、正式な報告等は、その結果に基づいたアクセス権限の登録・変更・削除としての決裁のみであり、棚卸結果そのものについては報告する仕組みとなっていない。

アクセス権限の棚卸結果は、アクセス権限の登録・変更・削除以外の設定状況についても適切であることを確認した重要な資料であり、棚卸結果についても定期的に上席者へ報告する等の仕組化が必要である。

税務システムグループにおいては、担当者が毎年1回、4月上旬にアクセス権限の棚卸を実施しており、アクセス権限の設定状況が適切であるか確認しているが、その棚卸結果について税務システムグループの上席者は棚卸結果のファイルを随時に確認している状況にある。

現状、アクセス権限に関する正式な起案等は、棚卸結果に基づいたアクセス権限の登録・変更・削除に関する決裁のみであり、棚卸結果そのものについては報告する仕組みとなっていない。

アクセス権限の棚卸結果は、アクセス権限の登録・変更・削除以外の設定状況についても適切であることを確認した重要な資料となる。また、担当者のアクセス権限棚卸や上席者の確認作業の継続性が今後も保たれるよう、実施した棚卸結果についても、定期に上席者に回覧し、確認を受けるように仕組化することが必要である。